

第百十八回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 九 号

(三三三)

平成二年六月八日(金曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 小澤 潔君
理事 逢沢 一郎君 理事 大塚 雄司君
理事 熊谷 弘君 理事 小澤 克介君
理事 中村 巖君
井出 正一君 石井 一君
大原 一三君 狩野 勝君
木部 佳昭君 鈴木 宗男君
住 博司君 仲村 正治君
古屋 圭司君 松田 岩夫君
御法川英文君 篠瀬 進君
伊藤 茂君 宇都宮真由美君
岡崎トミ子君 加藤 繁秋君
小岩井 清君 鈴木喜久子君
和田 貞夫君 渡部 行雄君
平田 米男君 冬柴 鐵三君
木島日出夫君 中野 寛成君
徳田 虎雄君

出席政府委員

法務大臣 長谷川 信君
法務大臣官房長 井嶋 一友君
法務大臣官房審議官 永井 紀昭君
法務省民事局長 清水 湛君

委員外の出席者

法務省民事局参事官 大谷 慎男君
大蔵省主税局税制第一課長 長野 虎士君
中小企業庁指導部組織課長 藤原治一郎君
法務委員会調査室長 小柳 榮治君

委員の異動
六月八日
辞任

江崎 真澄君
大原 一三君
加藤 紘一君
久間 章生君
佐藤 隆君
渡瀬 憲明君
宇都宮真由美君
清水 勇君
高沢 寅男君
山花 貞夫君
大内 啓伍君

補欠選任
鈴木 宗男君
松田 岩夫君
住 博司君
仲村 正治君
御法川英文君
井出 正一君
岡崎トミ子君
和田 貞夫君
小岩井 清君
渡部 行雄君
中野 寛成君

同日
辞任

井出 正一君
鈴木 宗男君
住 博司君
仲村 正治君
松田 岩夫君
御法川英文君
岡崎トミ子君
小岩井 清君
和田 貞夫君
渡部 行雄君
中野 寛成君

補欠選任
渡瀬 憲明君
江崎 真澄君
加藤 紘一君
久間 章生君
大原 一三君
狩野 勝君
宇都宮真由美君
高沢 寅男君
山花 貞夫君
大内 啓伍君

同日
辞任

狩野 勝君
加藤 繁秋君

補欠選任
佐藤 隆君
清水 勇君

六月八日

法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(高沢寅男君紹介(第一五一七号))

同(木島日出夫君紹介(第一五六九号))
治安維持法犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(児玉健次君紹介(第一五四四号))
同(古堅実吉君紹介(第一五四五号))
同(吉井英勝君紹介(第一五四六号))
同(金子清広君紹介(第一六〇九号))
同(藤田スミ君紹介(第一六四二号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第四六号)

○小澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡部行雄君。

○渡部(行)委員 まず最初に大臣にお伺いいたしますが、今度の商法等の一部を改正する法律案の成案過程を見てみますと、昭和五十九年五月九日に法務省民事局参事官室から「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」というものが公表されて以来、約六年に及ぶ年月をかけて国際化に適合する商法の確立を目指して全面的な改正作業に取り組んできたことは御案内のとおりであります。そして、平成二年二月二十八日に法務大臣の諮問機関である法制審議会商法部会から商法等の一部を改正する法律案要綱が発表さ

れ、三月十四日の法制審議会総会の承認を得て要綱として法務大臣に答申されたのであります。さらに、この要綱は自民党の法務部会において検討、修正を加えられ、それがそのまま閣議決定されて本法律案となったわけでございます。

ところで、昭和五十七年の改正が大会社のための法規制の見直しであったのに対し、今回の法改正の骨子は、大会社には大会社として、小会社には小会社としてそれぞれにふさわしい法制度にして、債権者の保護と取引の安全を確保しようというところで、まず第一に最低資本金制度の設定、第二に計算書類の公開、第三に取締役の責任加重といった問題が法改正の三本柱として検討が加えられてきたことは御承知のとおりだと思います。

そこで、最初公表された法務省民事局参事官室の問題点指摘から法制審議会商法部会案と本改正案を比較検討してみますと、試案の期待するものと今議題になつていいる本法案とは非常に隔たりが多く、なぜこのように本法案が後退したのかと疑問を抱かざるを得ないのでございます。最初の試案の期待というものがほとんど形骸化されてきておるわけでございます。こういうふうに見ますと、一体なぜこのような姿にこのせつかくの改正というものが後退したのか、その辺のいきさつについて大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○長谷川国務大臣 お答えをさせていただきます。今委員からいろいろ御意見も含めてお話を承つたのでございますが、今回の改正したものが完全無欠のものであるということは申しかねますが、次善の策として、何しろいろいろの方、各種団体、各種各層と相談したのでございますが、関係があると思われる方が二百万人もいらっしゃる、それからその他のいろいろ各種団体もござりまするので、

それらの大方の皆様の御意見を聞きますと、どうしてもやはりその最大公約的なものにならざるを得ないというふうな感じもいたしまして、今申し上げましたように百点満点、完全無欠とは申し上げませんが、現段階においては可能な限りいろいろ御意見も拝聴いたした上で決めたものでございますので、またひとつよろしくお願い申し上げます。なお、具体的に商法を守っていく中小企業の意向も私どもいたしましては十分に酌み取つての上であるということも御理解をいただきたいと思つてゐるわけでございます。なお、詳細にわたりましては局長からお話し申し上げます。

○渡部(行)委員 もちろん私どもは、完全無欠にいうようなことはとても望んでもできるものではないありませんし、そういうことを言っているのではなく、今非常に激しい国際的な変化が起こり、そして今までの流通形態というものが大きく変わつて、もはや国内だけでは問題解決はできないし、また国内を対象として考えてみても、それは決して現在の状態に適合するものでもないわけです。もはや地球全体が一つの市場化しておるし、そういう中で取引が進行するわけでございますから、そういう客観情勢に合った法体制、あるいは一つのそういうものに引きずつていく指導的な立場から、その法体制というものの確立が必要なわけで、それを今までの経験だけを集めて、そういういろいろな人たちがいるから、その人たちのみんなの意思を聞いてやろうとしても、これはやれるはずがないのです。そして、大体その団体によつても違います。そして、利害関係がありますし、いろいろな点で対立する点も出てくるのは当然です。しかし、その際に、諸外国の例やいろいろ勘案しながら日本の商行為はこうあるべきである、日本の商業の体制、それを律するのはこういう法律で律すべきである、こういうことで考えるのが至当かと思いますが、そういう点ではいかがでしょうか。

○長谷川国務大臣 今委員のお説のとおり、まず国際化しておりますし、非常にあれが広がつて

おりますので、そういう点も考慮に入れなければなりません。しかしやはり最大公約数ということになりますと、そういう理想的な物の考え方も若干制約されることもあるわけでございますので、また将来の展望に立つてはいろいろ勉強さしていただいて、なお善処したいというふうに考えております。

○渡部(行)委員　そうすると、結局今度の改正は、ある意味では過渡的であり暫定的な措置である、こういうふうに解釈していいでしょうか。

○長谷川国務大臣　今提案をさせていただいてお
りますので、これはいろいろな御協力、御指導を
いただかなければなりません、これから時間が
たつに従つて、今委員おつしやるような三年、五
年、七年たつたらまたいろいろな変化が起きるこ
ともこれまた当然であり、それがまたそうあつて
しかるべきだと思いますので、将来の展望につい
ては十分また勉強させていただきたいというよう
に考えております。

○渡部(行)委員 それでは、大臣でなくとも結構ですが、今度の改正というものは、今の商業形態や市場の変化その他を見通しながら考えた際に、本当に抜本的な改正というのはいくつごろをにらんでいるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○清水(進)政府委員　お答え申し上げます。
委員御指摘のように、昭和五十九年に法務省民事局参事官室の方から大小会社の区分その他の問題点について公表いたしまして、各方面に意見を聞き、それからそれに基づきまして試案を発表するというようなことをいたしたわけでございます。その中ではある意味においては大胆な問題提起がされ、各方面で種々の議論がされたことは御承知のとおりでございます。今回の改正案は、そういう議論の中のある意味におきましてはごく一部について関係方面の意見の一致したものを取り上げて法案に取りまとめ、御審議をお願いしているわけでございまして、積み残された問題も多々あるわけでございます。

それから、御指摘のように国際化の時代を迎えて、まさに変動の激しい取引社会における株式会社法でございますので、今後も改正しなければならぬ新たな問題というのも当然これは出てくるというふうに私どもも考えております。

そういうふうな観点から、今回の法律の改正が成りました暁には、直ちに積み残された問題に

ついで法制審議会に引き続き審議をお願いするとともに、いつというのを今ここで約束することとは難しいと思いますけれども、とにかく時代の変転におくれないう、できるだけ速やかに成案を得られるよう努力をいたしたいというふうに考えております。

○渡部(行委員) それでは次に、順次具体的に伺い申し上げますが、本法案作成に当たって、企業側に重点を置かれて作成されたのか、それとも債権者あるいは取引相手側に重点を置かれて作成されたのか、その辺のお考え方をお伺いいたします。

○清水港政府委員　お答え申し上げます。
委員御承知のように、会社法というのは、一つには第三者、つまり会社と取引関係に立ちあつては立とうとする者、広い意味で債権者と言つていいと思いますけれども、そういう債権者の保護を一つの重要な柱としておること。それから

もう一つの柱といたしましては、株主の権利を保護する、こういうことだろうと思います。そういうことでございますので、株式会社法あるいは有限会社法の改正について検討するという場合には、当然のことながら、一つの重要な柱である債権者の保護ということに重点を置いて考えるということを常に私どもいたしておるわけでございます。しかしながら、同時に、株式会社法あるいは有限会社法という会社法は、現実にはこの法律をこういう組織を利用する企業の方に常に守っていただく必要がある、つまり守れないような理想的な法律をつくりましてもかえって形骸化というような現象が生じ、かえって混乱が生ずるというような結果にもなるわけでございます。したがいまし

て、端的に申しますと、中小企業団体等の意向も十分酌んで、現実には適合するような形で法改正というものをしていかなければならないということになってまいるわけでございます。そういう意味で、債権者の保護を重要な柱として踏まえつつ、具体的に商法を守っていただく企業の意向をも酌みながら最終的な改正案を取りまとめた、こうい

うことになるわけでございます。

○渡部(行委員) 双方すべて考慮に入れてやったというところでございますが、それはもう当たり前のことであります。

そこで問題は、債権者または企業あるいは取引においてどういう信頼性を確立していくべきか、

そのためにはどういう要件が満たされていかなければならないかは当然考えられなければならないと思います。

そこで一つ伺いますが、最低資本金制度を導入されたということはどういう意味合いを持つておられるのか、その点についてお聞かせ願いた

いと思います。

○清水港政府委員　お答えいたします。

株式会社及び有限会社はいわゆる有限責任会社でございまして、株主あるいは取締役等は原則として個人責任を負わない、こういうことになっていることは既に御承知のとおりでございます。し

たがいます。会社債権者、これは労働者あるいは下請債権者あるいは一般の取引上の相手方、当然そういう方々によって構成されるわけでございますが、そういう債権者といましては、通常の場合には会社財産だけが唯一のよりどころとなる、こういうことに当然のことながらなっていないわけでございます。もちろん、企業活動というのはいろんな経済的な要因によって変動いたしますので、非常に大きな財産を持っている会社でも債務超過のような状況になって破産をするというような状況があるわけでございます。しかしながら、そういうような会社財産が唯一のよりどころであるということになりますと、債権者の保護からいいますと、できるだけこのよりどころであ

る会社財産というものが多くて、しかも常にその状態が一定の額以上に保持されるような状況にあることが望ましいということになるわけでござい
ます。そういう意味で、資本金というのはそういう会社財産を維持すべき一つの計算上の基準であ
る。例えば資本金が一千万ということになります
と、会社財産を金銭に評価いたしまして、いわば
その総資産から総負債を差し引いた純資産の金額
が、少なくとも最低資本金に見合う以上のものが
なければならぬ、そういう意味における一つの
計算上の基準でございすけれども、そういう基
準をできるだけ高くするというにいたします
と、会社としては常時それに満つるだけの純資産
を保持するように努め、あるいはその保持すべき
いわば義務に違反してゐるような行為をするとい
うことになりまして、またいろいろな取締役の責任が
生ずるといふようなことになってゐるわけでござ
います。そういう意味におきまして、その最低
資本金制度を導入することによって、少なくとも
企業はそれ以上の財産を持つてゐるあるいはそれ
以上の財産を維持するように努める、こういうこ
とになるわけでございす。そういう意味におき
まして、最低資本金制度を導入することによりま
して、会社債権者等の保護が図られるということ
になりますし、あるいは企業の体質の強化とい
うようなことにもつながつていふかというふう
に私も考えているところでございす。

○渡部(行)委員 そうなると、これも一つの信用性を確保する一環である、こういうふうな解釈してよいのではないかと思ひます。

そこで、次に取引先の会社もしくはこれらの取引をしよとする相手会社の信用度というものを知り得るにはどういふことを調査すれば最もいいのか、その辺の一つの信用度をはかる要点といふものをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○清水(港)政府委員 お答えいたします。

会社の信用度ということになりますと、例えば会社の経営者のいわば個人的信頼性というやうなことも当然問題にならうかと思ひわけでござ

ますが、会社法の理論の面から申しますと、先ほどお答えいたしましたように株式会社及び有限会社といふのは有限責任の会社でございまして、会社の信用といふのは結局会社財産にかんづいて決まる、当然のことながらこういうことになつてまいります。

じゃ、その会社財産がどのような状況にあるかといふことは何によつて示されるかといふことになりまして、毎決算期に作成される貸借対照表及び損益計算書といふものが、端的にはこの状況を示すものになるものだといふふうになるわけでございす。つまり、決算日における会社財産の状況といふものを正確にあらわすのが貸借対照表、もちろん会社の資産が適正に評価されるというところがその前提になりますけれども、決算日における財産の状況を示すのが貸借対照表であり、当該営業年度における期間の損益状況を示すのが損益計算書といふことになるわけでございす。そういうものが正確につくられるということが当然必要なことになるわけでございすけれども、そういう計算書類に会社財産の状況は反映される、したがひまして会社の信用度の調査といふのは、まず計算書類の調査が最も重要なポイントになる、こういうふうな考えられるわけでございす。

○渡部(行)委員 そうすると、やはり財産に対する情報をつかまなければ信用の醸成はできない、こういうことでございすね。そうしてまいりますと、一番重要なのはやはり資本金の額あるいは資産の状態、また会社の役員の実態とその内容、例えば取締役の中にどういふ人がいるのか、社会的な地位はどうなのかあるいは資産の状況はどうなのか、そういうものがわかつて、なるほどこの会社は相当充実しておるな、あるいは取引の総量といふますかそういう商売上の、いわゆる市場確保がどのくらいなされてゐるのか、それを知つて初めてこの会社は健全な会社である、こういう判断ができてくると思ひわけでございす。

ところが、この改正案を見ると、そういう財産的な情報を把握できるものは何一つないわけで

ね。それでいて今局長の言つたようなことが果たして可能なかどうか。例えば決算状況を知るには、確かに法律上は貸借対照表や損益計算書を新聞あるいは公報等で公示するという制度はできておりますが、これを正確に、公示手続をとつて法律を完全に履行しておる会社は、現在の会社数どれだけの程度か、それも明らかにしていただいて、せ願ひたいと思ひます。

○清水(港)政府委員 登記の方から調べました件数でございすけれども、現在株式会社約百二十六万社ございす。その中で、商法に定めるところに従ひまして官報あるいは日刊新聞に決算書類の公告をしてゐる会社といふのは、これは私ども正確に調査をいたしたわけではございせんけれども、各種の資料から推察いたしますとほぼ一%ないし二%というような数字ではなからうかと考えております。

○渡部(行)委員 そうなると、ほとんど履行されていないと言つても過言ではなからうと思ひます。

そこで、こういう状態を直していく必要があるわけですね。この実態を知つたからには、どうすればこういう実態を直して本当に財産情報が一般の人でも、取引する債権者にすぐわかるような体制をつくる必要があるのではないか、そういうふうな考えるわけですね。そうでないと、せっかくの債権者の保護もあるいは取引の安全確保も期待できないわけでございす。

そこで、私がこの際主張したいのは、まず純資産額を登記事項として貸借対照表あるいは損益計算書、これは写しで結構ですから、これを添付して商業登記所に保管する、こういうことが必要なのではないだろうか。二番目には、取締役及び監査役の氏名、住所、代表取締役の氏名等について、これを登記事項として登記する必要があるのではないかと。三つと前にはこの取締役、監査役の氏名、住所が記載されておつたのですが、これが削除されて、今では取締役の名前はわかるけれども、こ

れはどこのだれなのかといふのが全然わからない、結局特定されてゐないわけなのです。それではせっかく名前を載せても何の役にも立たないのではないだろうか。そこで、私は先ほども言ひましたように、その役員を通して会社の健全性をはかる、あるいはその人物を通してその人の社会性あるいは社会的信用性を知つていく、こういうことがなされなければどうしても会社の信用を的確につかむことはできない、こういうふうな思ひわけです。

それからもう一つは、有限会社の場合、取締役、監査役の任期の規定を設けないのはなぜだろうか。この規定がなければ登記を怠つて、これは一体いつごろの登記なのか、いつごろの役員なのかといふことも全くわからなくなつてしまふわけがあります。そうすると、逆に登記といふものが混乱を来す、情報といふものに混乱を持ち込む、こういうことになるものと思ひますが、その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○清水(港)政府委員 まず第一点の、純資産額を何らかの形で商業登記所で明らかにするようによつてという趣旨のお話でございす。

実は、今回の改正案には盛り込まれてはおりませんけれども、法制審議会の答申にございしました商業登記所に貸借対照表等の計算書類を提出せよといふのはこれと全く同じ趣旨でございまして、貸借対照表が登記所に提出されまして、当該会社の当該決算期における純資産額といふのは直ちに計算上出てまいるといふことで、会社のいわば債権者の引き当てとなる財産といふのはわかるわけでございす。そういうやうなことが実現されれば全く委員御指摘のやうになつたわけでございすけれども、私どもの力不足で、今回このやうな商業登記所における計算書類の公開といふのは改正案に盛り込むことを見送らせていただくという結果になつたところでございす。

それから第二番目の、取締役の住所の問題でございすけれども、これも現在は取締役、監査役については住所が登記事項とはなつていない、こ

この変更登記をしなければならぬ、つまり商業登記につきましても登記申請の義務を課しており、過料の制裁に処せられるというように、ことにもなるわけですが、そういうような住所変更の都度登記をしなければならぬという事になりますと、申請人側の負担ということも相当なものになるのではないかと。加えて、先ほど申し上げたように登記事務が非常に繁忙な状況にあるというようにございまして、登記事務の簡素化というようにございまして、現在このようにもの登記事項とされていなくて、いふに申し上げたわけではございません、そのような事情は今のところ変わつていまして、私も考えておらないという趣旨でございまして、

○渡部(行)委員 これは余りやりとりしても時間がありまじからなすが、いわゆる債権者の保護、それから商取引の安全、こういうものと事務の煩瑣というのは別問題だと思ふので、これがどこで結びつくのか、ちよつと考えられないのですが、どつちが大事なのか。しかも、事務煩瑣だと言ふからこそ、私たちはあのコンピュータリ化に賛成しているのです。そして、事務の煩瑣を早く解決しよう、あるいはまた法務局の職員の増員、これだつて今まで何回となく訴えてきたのは、事務煩瑣を解消して早く国民の権利を守るように、そういう国民の権利、財産に関する問題ですから、これは何よりも重要視しなければならぬ。そこでこういうことを言つてきたわけですから、それを混同してもらつては困るというところから、どうかひとつ、もう一回その点はあらゆる角度から十分見直して考え直していただきたいと思います。

さてそこで、次に移りますが、現物出資における弁護士証明があれはいいというところに今回なつたようございしますが、この点についての証明権者の証明責任というものはどういふふうに考えられてゐるのか。これは商法上明確にしなければならぬと思ふわけですが、その点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○永井政府委員 現物出資等に関する証明者につきましては、弁護士さんということになつております。ただし、これは不動産についてのみでございます。不動産につきましては、不動産鑑定士の鑑定評価に基づくという前提のもとに、いろんな土地建物に絡みます法律関係等がありました場合に法律家の目から一定の評価をし、そして総合的に証明をするということでございまして、この証明責任でございますが、もちろん故意、過失があります場合は一般的な債務不履行の問題が起きますし、また、非常に大きな過失を犯したということが弁護士会の自律機能でございまして懲戒処分の対象になり得ることもあるかと思ひますが、一般的に弁護士さんに故意、重過失等がない場合においてはどのような責任があるかということについては、商法上何ら規定をしてゐるわけではございません。

○渡部(行)委員 それだけでは私は納得できません。これは国民だつて恐らくそれだけで納得できないと思ひます。不動産には不動産鑑定士という者もおるし、実際に取引をやつてゐる不動産業者もあるんだし、それからそういう者と一緒になつてする司法書士もあるのです、いろいろあるわけですよ。あるいは税理士もおれば公認会計士もおるわけで、こういう人たちに對する位置づけというものは、証明の裏づけになり得るんだというその信頼性を法律の中で国民に明らかにしなければならぬと思ふのです。弁護士という肩書で全部まとめてしまつて、それで果たして国民が納得するか。しかも、それがうまくいかなかつたら、今度は弁護士の責任にされる。その辺のもつと法律の厳格性というものをどう考へてゐるのかといふのが私は非常に疑問なんです。その点についてひとつ御答弁をお願いいたします。

○永井政府委員 裁判所で選任される検査役は従来大抵弁護士さんをお願いしてございまして、この場合の責任につきましても特に法律上明定したものはございません。一般法に任せられるところでございます。

ただ、裁判所で選任されました検査役、多くは弁護士でございますが、弁護士の場合には裁判所のチェックがあるからまあいいだろうということと考へられていたかと思ひます。で、現在の新しい改正案におきましては、弁護士さんを信頼して、ある不動産につきましても不動産鑑定士の鑑定評価に基づいて、そしてさらに法律的なことも勘案しながら総合評価していただく、そういうシステムをつくつたのは、実は裁判所の手続を経ないでも、弁護士に對する信頼というものをもちまして検査役的な意味でお願いするというところでございまして。

ところで、ただいま御指摘がありましたとおり、弁護士さんは必要に応じて不動産鑑定士以外の例えは司法書士さんでありますとかほかの専門家を依頼して、いろいろな事務の補佐をして一緒に評定をするということとは、これは当然許されることでございまして、特に司法書士さん等と一緒にいろいろな知見を得ながら仕事をすることは、これは当然許されることと考へてございまして、その準検査役的な意味でまとめ役といふふうには弁護士を御理解いただければと思つております。

○渡部(行)委員 いや、私は弁護士さんに反對してゐるわけじゃないんです。問題は、それにふさわしい一つの素養というものを社会的にどういふふうに表示していか。今のようであれば、何かに弁護士さんだけが信頼できるとの人は信頼できない、そんなふうにも聞かざるわけですから、そうではないに、こういうところはもつと表現を変えて、司法書士でもいいんだと今言われましたが、いいならいふにやういふふうに入れたいくとか、あるいはこういう業種の人には不動産に非常に詳しい知識があるからこの程度の範囲で承認していく、こういうことなら話はわかりやすい。そういうこの一つの議論を尊重していただきたと思ひます。

○清水(道)政府委員 現物出資の証明者については弁護士といふふうには法律で明定いたしておるところでございます。もちろん、委員御指摘のとおり、不動産をめぐるいわば法律の専門家でありまして、主として登記手続の専門家である司法書士、あるいは税務についての税理士、あるいは取引についての宅地建物取引主任というふうな専門家がグループがおられるということも私十分よく承知してゐるわけでございます。それぞれその分野においては第一流の専門家であるということもまた疑問の余地がないところでございまして。しかしながら、今回の改正におきまして、いわば裁判所が選任する検査役にかかわるものとしていふに考へますと、従来裁判所が検査役というところで選任してゐたものが弁護士であるというようにもございまして、一応法律の面では弁護士といふふうにはつきりと書かざるを得ないということになつたわけでございます。

先ほど来答弁いたしましたように、その弁護士さんがいろいろな証明をする過程の中で司法書士さんなり税理士さんの補助を受ける。不動産鑑定士の鑑定評価は当然法律上の要件になつておりますけれども、それ以外にも税理士さんあるいは司法書士さんの補助を受けて証明をするということとは当然あり得るわけでございます。私といたしましては、そういうような過程の中で司法書士さんが大いに活躍をして、いろいろなこういう面での実績をおつくりになるということがまず必要ではなからうか、そういう実績を踏まえた上で将来また司法書士さんがこれらの問題についてどのような役割を果たすことができるかといふようなこともおのずから明らかになつてくるのではないかといふふうに思ひますので、まずはそういう面で大いに弁護士さんに協力していただくということが必要ではないかといふふうに思つております。

○渡部(行)委員 これは局長、ぜひひとつきょうこの議論を通して、登記事項の見直しその他の

点について、今後の改正時には十分それらが尊重されて行われるように強く要望しておきます。

次に、これは直接この法案とは関係ないですが、この際でございまして、日本に外国から帰化しようとした場合、帰化を許可するのには、その人の本国に持っていた財産を処分しなければ帰化ができないというのは、国際化社会の中でそういうことが許されるだろうか、筋が通るだろうか、こういうふうには私に思っています。その点はひとつ、大臣どういうふうに思いますか。

○清水(逓)政府委員 大臣がお答えになる前に、ちょっと私の方から御説明申し上げたいと思います。

まず、帰化を申請する場合に、本国にある財産を処分しなければならぬという要件があるわけではございません。どうしてそういうことが問題になるかということですが、例えば余り日本に居住している期間が長くはない、つまり在留期間が短い、つまり国籍法に定める「五年以上日本に住所を有する」というような形式的な要件は満たしてありますけれども、そういうような方々が本国に非常に膨大な財産を持っておられる。その生活の実態を見ましても、帰化の申請をしながら、もちろん日本に住むとともに本国にもしばしば帰って、そちらでも例えばいろいろな企業活動なり商売をされているという方があるわけではございます。そういうような方々につきましては、果たして本当に日本に帰化しようという意思があるのか、あるいはもともと基本的には日本に住所があるという法律上の形式的な要件を満たしているといいたしましても、実質的な要件を満たしているのかどうかという点について疑いが生ずるといようなケースがないわけではございません。

それからもう一つは、国によっては日本に帰化をするためには本国の国籍をなくす必要があるわけではございますけれども、本国の国籍をなくした場合には、一年なら一年以内に当該本国にある財産を当該本人に処分しないとその権利は当然に当該本国に帰属するというような法制をとっている国があるわけではございます。例えば台湾について申し上げますと、台湾系の中国人につきましては、その者が台湾系の国籍を失うというようになるとなると、一年以内に財産を処分しなさいとそれでは台湾に帰属するということになるわけではございます。そういうようなこともございまして、例えば台湾系の中国人が帰化の申請をするという場合には、一体本国にどの程度の財産があつて、今後それをどのような形で活用しようとしておられるのかということも含めてこちらでいろいろ御事情をお伺いするというようなことがあるわけではございます。そういうような過程の中で、やはり場合によっては本国の財産を処分するというようなことが起こってくるわけではございますけれども、必ず処分しなければならぬというふうな扱いをしていくわけではございませんし、少額の資産であれば問題があまりありませんし、また処分をしなくても時間がたつていくなかなか処分しにくいというふうな事情も一方ではあるわけではございますので、そういうような事情をよくお聞きしながら私どもとしては適正に対応するというところで今までやってまいっているところでございます。

○渡部(行)委員 そうすると、結局これは行政指導の分野であるわけで、仮に台湾の人が日本に来れば、そして国籍を失えば、今まで持っていた台湾の財産は台湾のものになつてしまふ。中国国民のものになるんだかどうか、その辺はわかりませんけれども、そういうことを教えた上で、そしてなおかつ自分が処分した方が得だということでは処分していくならば構わないけれども、一つの強制措置みたいなにしてやられると、その人の財産がどこに帰属しようとするかとは何の関係もないわけですから、早くその人の希望を達成してやるというふうなことも大事じゃないか。

最後に、大臣にお伺いいたしますが、大体今までの全体を通じて、この商法あるいはそれに関連する法律の抜本的な改正に際しては、大臣は今後どういう構想をお持ちなのか、その辺についてひとつお聞かせ願いたいと思います。構想と決意についてお願いいたします。

○長谷川(国)大臣 冒頭申し上げましたように、完全無欠のものでないということは承知をいたしておりますが、改善の策としては、法務省としては最大限の努力を払つていろいろ勉強したこと、また御理解いただきたいと思うのであります。今委員からお話し、これからどうするんだというところでございまして、まだ確たる案ももちろんつくつてはおりませんが、いろいろ勉強はいたしております。現在我が国の経済取引は国際的な広がりを持つに至つており、我が国の会社制度が世界各國から信頼を受けることが重要であると考へております。今後このような観点から諸外国の法制も参考にしつつ会社制度の一層の充実を図つてまいりたいというところで、これからひとつ懸命に勉強して御期待に沿うように頑張るつもりであります。

以上であります。

○渡部(行)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○熊谷(長)委員 小岩井清君。

○小岩井(清)委員 日本社会党の小岩井清でございます。

今議題になつております商法等の一部を改正する法律案については、小規模、閉鎖的な会社にも適合する法制度を整備する、債権者保護のために必要な措置を講ずる、さらに会社の資金調達のために資する株式会社及び社債に関する制度を改善するなどを改正の趣旨といたしておりますけれども、この改正法律案の問題点について順次質問をいたしたいと思います。

債権者保護のための法規制についてでありますけれども、最低資本金制度を導入して、株式会社、現行三十五万円でありましたが一千万円、有限会社、現行十万円でありましたが三百万円としたことについて、何を根拠としてこの額の最低資本金を決めたのか。昭和六十一年五月の商法・有限会社法改正試案並びに本年三月の商法等の一部を改正する法律案を大きく変更した内容となつておりますけれども、今回提案されております最低資本金についての根拠について見解を示されたいと思います。これが第一点です。

○清水(逓)政府委員 お答えいたします。

最低資本金を幾らにするかということにつきましては大変いろいろな考えがあつたところでございまして、少なくとも最低資本金というのは、株式会社につきましても最低資本金としまして、最低限その会社が保持すべきいわば資産の基準額でございまして、これを幾らにするかということになりますと、実にいろいろな意見がございまして、株式会社らしい株式会社、この言葉自体に既に問題はあるわけではございますけれども、そういうような観点から私どもが各界に意見を問うた中では、例えば最低資本金は一億円以上であるべきであるとか五千万円以上であるべきだ、あるいは三千万円以上であるべきだというふうな意見もございました。それからもう一つは、既に御承知のように昭和十三年に有限会社法がつくられたわけではございますが、その際有限会社の最低資本金が一千万円とされたという経緯がございまして、昭和十三年の一千万円でございますから、現在の貨幣価値に換算いたしますと一千万円ないし二千万円になるのではないかとしようという考えがございまして、今株式会社について最低資本金の額を決めるとするならば少なくとも一千万円ないし二千万円の金額は上回るべきであるというふうな御意見もございました。他方、中小企業団体等を中心といたしまして一千万円あるいはそれを下回る金額等も意見として出されたわけではございます。

そういうふうないろいろな幅のある金額の中で、法制審議会におきましては種々の議論を重ねました結果、結局これから新しくつくる会社につきましては、株式会社は二千万円、有限会社は五百万円、しかしながら、既に設立されております既存会社につきましては、株式会社一千万円、有

限会社三百万円、こういう二本立ての金額を最終的な結論として決定されたわけでございます。

この答申に基づきまして私も法案の作成をいたしたわけでございますが、法案作成に至るまでの過程の中で種々の御意見がございまして、今回御審議をお願いしておりますような、いわば既存会社についての法制審議会の答申の金額でございます、株式会社一千万円、有限会社三百万円という金額にさせていただいた、こういうことでございます。

○小岩井委員 資本金については最低保持するべき資産の基準額だ、こういうことを今おっしゃられて、株式会社らしい株式会社——これは今根拠を伺ったのですけれども、根拠が明確ではないのです。一千五百万円から二千万円という話がある、中小企業については一千万円を下回る金額、幅のある金額についての意見が各方面からあった、そして法制審議会を経て法案作成の過程で現在提案されているものになった、こういうこととすけれども、今の答弁では根拠が全然明確になつてこないのです。そう御自身思いませんか。もう一回答弁してください。

○清水(達)政府委員 最低資本金の会社制度の中に営む機能とか、そういうような面はちよつと別といたしまして、じゃ具体的にその金額を幾らにするかということになりますと、非常に理論的な面からの数字、そういうことから一億円というようなことをおっしゃる方がおられました。しかし、現実には今までの株式会社、例えば資本金一千万円という金額にするあるいは二千万円という金額にいたしますと、相当数の会社がそれに満たないというふうな実態があるではないか、やはりそういう実態を踏まえてこの金額というものは考えなければならぬというふうなことでございまして、そういうふうな実態とあわせて、諸外国の立法例なんかを見ますと、株式会社については大体一千万円前後が最低資本金の額になつておるというふうな実情もありますので、そういうものを参考にさせていただいて一千万円、新設会社に

は二千万円という法制審議会の答申がございまして、けれども、そういう形で一千万円が最も妥当である、こういういわば各界の意見を最大公約数的に集約いたしますと大体その線に落ちついた。法務省で一方的に決めたというのじゃなくて、法制審議会が審議をするに当たつていろいろな関係団体からの意見を聞いていたわけでございますけれども、大体そういう形で二千円とか五百万という金額が出てきたわけでございますが、既存会社についてはやはり一千万、三百万程度というところに最大公約数的には落ちついた、こういうことでございます。

〔熊谷委員長代理退席、達沢委員長代理着席〕

○小岩井委員 要するに最大公約数ということで妥協の産物だ、こういうことですか。というのは、この法改正の目的が債権者保護ということになつておりますから、これは債権者保護という目的には沿わないのじゃないかと思うのです。それで今お伺いしたわけですが、その点についてさらに御答弁いただきたいと思ひます。

この最低資本金についての中小企業に対する影響について、最低資本金並びに本改正法律案の影響について主としてきょうは何つていききたいと思ひます。五年間の猶予期間があるとはいつても、現在の資本金で少額の小規模会社はたくさんあります。後ほど数字を挙げて御答弁いただきます。後ほど数字を挙げて御答弁いただきます。

懸念をされるわけでありまして、この点について、現在一千万円以下の株式会社、三百万円以下の有限会社、それらの会社が法の施行されたらとすればどういふ影響を受けるのか、これに対応できない企業が出てくることはないのか、その辺の見通しを含めて、これは通産省の方からお伺いをしたいと思ひます。

○藤原説明員 答え申し上げます。中小企業庁といたしまして、今回の商法改正等の改正については、その検討の段階からいろいろ

ろ中小企業の実態を十分踏まえた内容としていただきたというところをいろいろな場面で要請してまいつてきたところでございます。したがって、今回の商法改正につきましては、特に今議論になつております最低資本金でございますけれども、やはり債権者保護の要請という会社法制の理念と企業活動の活性化あるいは中小企業の実態を踏まえて、現在の改正案にありますが株式会社一千万円、有限会社三百万円というのが設定されたものであるというふうに理解しております。

おっしゃいますように、確かに改正案の最低資本金を下回る資本金の既存会社というのが相当数ございます。法務省の統計によりますと、株式会社で約八十三万、有限会社は特に正確な資料はございませんけれども六十万強というところでございます。しかしながら、我々の考えでは、今回の改正案では十分な猶予期間、五年間ということに加えてさらに三年間の救済措置、実質八年というものが認められております。最低資本金の額につきましてもいろいろ主要な中小企業団体の意見も十分反映されているということからして、大体その内容については大数の中小企業者に十分理解され、対応していただけるものと理解しております。

○小岩井委員 私は、先ほど債権者保護のためにならないと申し上げましたけれども、反面、逆に中小企業については大きな圧迫になると考えられるわけですね。

今、中小企業庁の方から御答弁がありましたけれども、中小企業の実態を踏まえた内容とするところを要請してきた、その結果こういうことになつたのだということでありまして、株式会社八十三万、有限会社六十万強、十分猶予期間がある、五年間の猶予期間がある、三年の救済期間があるというところでありますけれども、これは株式会社一千万円、有限会社三百万円全部クリアできると見ているのですか。大体どの程度、どういふふうに見ているのですか。この点を伺いたいと思ひます。

〔達沢委員長代理退席、委員長着席〕

○藤原説明員 答え申し上げます。

今の資本金を下回る既存会社すべてが対応できるかどうかということについては私ちよつと申し上げられませんが、我々内部資料としてのアンケート調査等も踏まえておるわけでございまして、大部分は現行の組織制度を維持しようという意思が強く、そのために努力しようと考えているようであるというふうに認識してございます。

○小岩井委員 すべてが対応できるとは申し上げられない、しかし大部分が現行の組織制度を維持しようと考えているということですね。すべてが対応できるかどうか申し上げられないということと、大部分はと言いますが、大体どの程度と見ているのですか、具体的に数字を挙げてくださいます。

○藤原説明員 全く内部資料でございますが、当初案の二千万、五百万円に対応して株式会社、有限会社それぞれどうするかというのを聞きまして、七割が増資により対応するというふうに出ております。したがって、今回一千万、三百万円というところではないか。残りにつきましては、それぞれあえて増資しなくても適正な会社形態でいこうというところがあるかもしれませんが、以上のような状況を把握してございます。

○小岩井委員 二千万と五百万のときに増資で七割が対応するということだった。今一千万、三百万ですから、さらにその比率は上がつていられるだろうというところでございまして、そういうこととありますけれども、現行の組織制度を維持できない企業があつた場合、これは最低資本金の額がでかい有限会社や合名、合資会社へ変更を余儀なくされることになりかねない。あるいはその会社を廃止しなければならぬ。あるいはその企業がそうなる場合、要するに有限会社や合名、合資会社へ変更を余儀なくされたという組織変更について、それ一点だけとらえてもその企業が資金調達力がなかったことを公表することになるのではな

いか。その結果、社会的信用や経済的地位を失墜することになりはしないか。その後の活動に不利益を受けることにはならないのか。最低資本金制度の導入によって生じる、それらクリアできない、今七割とおっしゃって、一千万、三百万になつてさらにその比率は上がるだろうとおっしゃったけれども、しかしクリアできない企業が出ることは間違いないから、それらの中小企業への影響についてどう考え、どう救済していくのかということは御答弁いただかないといけないと思ふのです。

○藤原説明員 したがうしまして、我々としても、先ほどから申し上げておりますように実態を十分踏まえて、できる限りの企業が自分の努力によって現存の会社形態を維持できるような水準ということで一千万、三百万というのが設定されたというふうに理解しております。

なお、増資につきましては、我々としては、我々としても法務省にお願いしているところでございますが、税制上の措置等も十分、法務省を通じて大蔵省に要請しているところでございますが、税制上の措置をお願いしているところでもございます。そういうことで、我々としては五年間あるいは実質八年間の中で十分に対応していただきたいと考えております。

○小岩井委員 大事な点です。確認をいたしておきますけれども、大蔵省じゃなくて法務省に要請しているのですか。通産省は法務省に要請しているのですか。

○清水(進)政府委員 税制上の措置につきましては、この改正案作成の過程で法務省と中小企業庁と十分話し合ひまして、中小企業庁の方から、法務省もこの点について大蔵省と十分に話し合ひをしてほしい、税制上の軽減措置等が実現できるように法務省は最大の努力をしてほしいという強い申し入れを中小企業庁から法務省は受けております。

ないかというふうに思ふのですけれども、改めてこれはやりたいたいと思ひます。

最低資本金の導入によつて、今中小企業庁から答弁がございましたが、実態を踏まえて組織変更ができる額だと言つておられますけれども、独立開業や中小企業の新規開業を抑制することにならないか、この点どうお考えなのか、伺ひたい。

それから、特に古い店舗などは若年層にのれん分けをするという独立開業がありますね。あるいは、コンピュータソフトやファッション関係、それだけ資金が要らなくてもできる企業があります。そういうニュービジネスの開業機会を損ねることにはならないのか、今回の最低資本金について、これは中小企業庁自身御存じですけれども、中小企業白書で「新規開業は、新しい技術、新たな業態、ひいては新しい産業を生み出す母胎でもあった。」「独立開業が減少していることがわが国の経済活力、人的活力の低下をもたらす」というふうに出ています。そういうふうな指摘されていますね。これは今確認します。後ほど答弁してくだされ。今回の最低資本金の導入によつて創業意欲、起業意欲、要するに業を起す起業意欲を損ねることにならないのか。独立開業や中小企業の新規開業を困難にするとは考えないのか。この点について見解を求めておきたいと思ふのです。いかがでしょうか。

○藤原説明員 お答え申し上げます。確かに中小企業白書におきまして、最近開業率が落ち込んできているということがございます。我々としては開業率を高めたいというところでいろいろな創業支援策その他を考えているわけですが、これも、この最低資本金との関係で申し上げますと、確かに環境としては、実態として開業資金が、例えば土地代が高いとか事務所代が高いとか、そういう面も一つある。それから、サラリーマン化してあえて起業家というところに向かわない面があるというのがあるわけでもございまして、最低資本金が株式会社一千万、有限会社三百万ということであるから直ちに開業を阻害するということでは

はないのじゃないかと思つております。それぞれの会社形態をそれぞれの適正な規模において選択し得るわけでもございまして、必ずしも阻害するというふうには考えてございせん。

○小岩井委員 中小企業庁の立場からの答弁としては非常におかしいですね。中小企業庁の考え方とも思ふない。ということは、最低資本金が阻害原因ではない。では、開業率が落ちてくる原因は何ですか。明らかにしてください。

○藤原説明員 開業率ということでは申し上げたわけでもございまして、それが個人企業であれ、合名、合資であれ、有限会社であれ、いろいろな形で開業はできるということでもございまして。

○小岩井委員 それは開業はできるでしょう。株式会社一千万、それから有限会社三百万ですね。株資金を調達すればできるでしょう。私が聞いたのは、最低資本金が開業の阻害原因ではないとおっしゃったから、しからば原因は何かと聞いたのですよ。今落ちてくることは事実でしょう。開業率を引き上げて中小零細企業を振興する、そういう責任は中小企業庁はありませんか。その点について伺ひます。

○藤原説明員 開業率が落ちてきているいろいろな理由としては先ほど申し上げましたが、環境として例えば土地高騰によつて土地を得ようとしても高い、あるいは事務所を借りようとしても高いという面があるかというのの一つと、それから、サラリーマン化して起業という面が最近なかなかなくなつてきたのではないかなという認識だと思ひます。そのため、創業支援ということでは我々中小企業庁としては考えてまいりたいというものは当然でございまして。

○小岩井委員 要するに開業についての環境が変わつてきた、土地高、事務所高、サラリーマン化、起業意欲がなくなつてきた、これは実態を言っただけですね。では、これは政策としてどうやってやるのですか。どうやって起業の意欲を起させるのですか。創業意欲を起させるのですか。

ジョンでもそういうふうにしてございますけれども、立ち上がり資金あるいは担保のない形でも創業資金を融資できないかというようなこと、その他十分検討しておるところでございまして。

○小岩井委員 検討しているようですが、その検討の結果これについて一つの政策的な対応策が示されるのはいつごろですか。

○藤原説明員 今回、九〇年代の中小企業ビジョンということでそういう創業についての懸念が指摘されまして、それについて十分検討していこうということになってございまして、時期としては直ちに御答弁できません。

○小岩井委員 時期としては直ちに答えられない、それで、実態を踏まえた内容にすることを要請してきた結果改正案の最低資本金は妥当であると中小企業庁は考えておる、つじつまが合ひませぬ。これは指摘をいたしておきます。

続いて、増資のための税制措置について伺ひたいと思ひます。

本法律案に基づいて増資する場合、会社の内部留保金を資本金に振りかえる場合について、株式配当すれば現行では株主に所得税がかかります。直接利益金を資本金に振りかえる方法をとつても、みなし配当とみなされます。現物出資した場合でも、払い込んだ株主に譲渡所得税がかかることとされています。このような増資についての税制上の措置について特例措置が考えられて当然だと思ひますが、全く検討されなかつたのかどうか。先ほど税制上の措置を通産省は法務省に要請したというふうに言つていますね。これはこの法案が成案となつて提案されるまでの時点で実現していないわけですから。この点についてはどういう検討経過になっているのか、通産省、法務省、大蔵省それぞれ御答弁いただきたいと思ひます。

過程におきましてもそういった要望がございました。私も、そういった要望の趣旨は大蔵省にも従来から伝えてお願いをしてきたところでございます。

もちろん、この法律の改正案と一緒に税制上の措置も直ちに講ずることができるということであれば、これは私もとりましても非常に望ましい状態だったということにはなるわけでございまして、今後この法律施行後五年間の増資等についての軽減措置であるということでもございまして、とにかく法改正は法改正として実現する、それが円滑に実施されるための方策として、税制上の軽減措置を大蔵省に公式にお願いをします。最終的にはこういうことになったわけでございまして、具体的には、この法律をまず今国会で通していただきまして、法律上こうなつたという事実を踏まえまして、今年末に予定されております大蔵省の来年度税制についての税制調査会等の調査があらうかと思うのでございますが、来年度税制の問題といたしまして大蔵省に御検討願う、こういう形でこの問題を処理することといたしました。

そういうみなし配当課税についての軽減措置の問題と増資の登記の際の登録免許税の軽減措置の問題につきましては、私も大蔵省にお願いしているわけでございますが、当然のことながらまだ返事はいただいておりますが、大蔵省当局におきましても問題の重要性を御認識いただいで検討されておるといふふうに承知いたしておるところでございます。

○長野説明員 たいま法務省から御説明のあったとおりでございます。税制改正作業につきましては、私も法律に定められました税制調査会等の手続を経ました上で法案をお調べいたしますが、平成三年度の税制改正作業の中で、たいま法務省からお話のありましたような点につきましても検討作業の中に含められるだろうと考えております。

考え方を一点申し上げさせていただきますが、ただいま御指摘のみなし配当の株主に対する

課税の問題でございすけれども、株主にとりましては、自分が新たな払い込みを一切することなく自分の株式に見合う持ち分としての資本が増加するという現象は、会社から現金で配当をもらいましてそれを出資という形で払い込んだのと同じ形でございますから、課税上の考え方としては、そこに差を設けるのは大変難しい。ただし、法務省の方から五年間という期間の中で既存の企業について新たな措置を講ずるということは考えられないかというお話でございすから、そういう御趣旨であれば、課税の公平を阻害しない範囲でいかなる対応ができるか、来年度改正で検討いたしたい、こう申し上げておるところでございます。

○小岩井委員 法制審議会の審議過程で要望が出されて大蔵省に伝えてきたということですね。今回の法改正は法改正で実施をして、その過程で来年度の税制について御検討願う、重要性については認識をいただいていると思う、返事はないけれども、今メモを讀み上げると、こういつた答弁でしたね。そうして、大蔵省の方から考えただけは今出てきたけれども、これは一つの法案でこんなふうになつていくのですかね。というのは、これは法務省じゃなくて内閣提案なんですよ。内閣が商法の一部改正を提案をしているのじゃないですか。これは一体のものじゃないですか、違いますか。答弁してください。

○清水(道)政府委員 先ほど私ちよつと間違つた答弁をいたしましたので訂正させていただきます。法制審議会の審議の過程で税制上の軽減措置を講ずる必要があるという議論が内部でございました。ただ、その議論の段階で直ちに大蔵省にそういう要望をしたという趣旨の答弁を申し上げました。法制審議会の過程ではそういう内部の議論があつた、こういう意味でございす。

この税制上の軽減措置なり、それにふさわしい措置を講じていただくということにつきまして、先ほど申し上げましたようにこの法律の中で同時に税法を改正することができればそれも一つの望

ましい方法だということは言うまでもないこととございす。平成三年度以降の税制をどうするかという問題でございす。これは本年末に予定されております政府税調その他御審議いただかなければならないというところがございまして、私もそういったしましては、商法は商法として法律を通していただき、その新しく決まった法律の中身に応じて、これが今後五年間に円滑に施行されるように必要な軽減措置をお願いするということから、結局、平成三年度以降の税制問題ということになった次第でございす。

○小岩井委員 今重要な部分で訂正がありまして、今の訂正は、法制審議会の審議過程で大蔵省に要請したというのを訂正して、審議過程で議論したということですね。間違いないですね。では、この法案の策定の過程で、いついかなる場所で大蔵省に要請をしたのですか。

○大谷説明員 局長にかつて私からお答えさせていただきます。

税制の問題につきましては、法制審議会におきましてもかねてからいろいろ議論がされておりました。そういう議論を踏まえまして、事務当局におきまして大蔵省の御当局に、この点についての手当てをお願いできないかということをお願いしてきたわけでございす。でも、この点につきましては、かなり早い段階からお願いをしてきてはおります。

○小岩井委員 事務レベルでこれは協議をしてきたという御答弁ですね。

今局長は、同時に改正されればそれはもう一つの望ましい方法だ、これはもう一つじゃないかと、望ましい方法なんじゃないですか。というのは、この法改正だけやってしまつて税制上の措置は後で法改正する。この改正したのは走り出して、先ほど中小企業庁に聞いた、対応できない企業が出てきた場合はどうしますか。この法改正が効果を上げる意味でもこれは同時改正が望ましいのじゃないんですか。どうですか、大臣。

○清水(道)政府委員 結局租税特別措置という形で、本来原則的に申しますと課税されるべきものを、法律が制定施行され、その施行が円滑に行われるように、スムーズに転換できるようにという政策的な見地から特例措置を講ずることに税制当局にお願いするということとでございすので、一緒にするということとは技術的にもなかなか難しい面があつたということとでございす。

○長谷川国務大臣 今の委員の御提案も含めまして最大限の努力をし、また、勉強をいたします。

○小岩井委員 最大限努力をするという御答弁ですが、局長の答弁は了解したわけではありませんが、納得いきませんと申し上げておきます。

組織変更あるいは増資手続を行う際、官報等への公告費を無料にすること、組織変更登記の際の登録免許税を無料にすること、資本金一千万円以下の株式会社及び資本金三百万円以下の有限会社とその基準額に達するためにする増資の登記の際の免許税を減免することなど税制上の配慮を関係団体は求めております。これは承知いたしておると思いますが、この点についての見解もお伺いをいたしておきたいと思うのです。

○清水(道)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、増資に伴う登記の登録免許税、これについてはみなし配当課税についての特例措置と同じように特例措置を設けていたきたい、同じ問題のレベルとして大蔵省当局に私どももお願いしているところでございます。

それから、官報の公告費につきましては、これはちよつと今までそういうものについて特例的にこれを負担を免除するというような例はございせんので、ちよつと難しい話ではないかというように私も考えております。

○小岩井委員 先ほどの増資のための税制措置についてと同様に大蔵省に要請をしていくということとでございすけれども、大蔵省どうですか、この点。

○長野説明員 あえてたゞいま問題点を申し上げるのも失礼かと存じますけれども、登録免許税、登録に至る、そういった登記等々に至ります事情

というのはいろいろなケース、いろいろなことがございます。御本人の喜んでなさるケースもあればやむを得なさるケース、もろもろございますので、それに応じて税制を変えたいというところは大変難しい問題ではございますが、法務省より御相談を受けておりますので、平成三年度の改正作業の中においていい知恵があるかどうか考えたというふうにご考えておるところでございます。

○小岩井委員 いい知恵が浮かぶかどうか考えていきたい、ばかにした答弁をしますね、あなた。これは今の税制上の措置について例を挙げて申し上げましたけれども、これは通産省、中小企業庁でしょうか。同時に、先ほど私納得しないというふうに申し上げたけれども、同時に改正されるのが望ましい一つの方法だと言っていましたけれども、通産省としてはこれはどう考えているのですか。

○藤原説明員 我々も中小企業団体の要望を踏まえて法務省にいろいろお願いしているところがございます。いろいろその手続、プロセスがあると思いますが、最大限我々としても協力して努力してまいりたいというふうに考えております。

○小岩井委員 法務省、通産省それぞれ努力していくということですが、これは来年度の税制で検討することですけれども、結論が出るのは大体いつごろになるのですか。大蔵省の方、どうですか。

○長野説明員 各年度の税制改正は、通常でございますと年末、予算編成の直前に、歳入のことでございますから決定するという段取りでございます。

○小岩井委員 ということであれば、この改正案も同時に提案すべきだったですね。急いで提案することはなかったのじゃないかというふうに申し上げておきます。

それで、続いて伺いますが、今私は中小零細企業の振興、保護育成を中心に質問をしておりますけれども、これは債権者保護の問題と中小零細企業の振興、保護育成というのは相矛盾するかもしれません。

れないのですけれども、とすれば、大小会社区分立法、これによって中小零細企業の振興、保護育成策を考えていくべきだというふうに思うのですけれども、この確立に取り組むべきだと私は思いますけれども、この点についてどうお考えか、伺いたいと思います。

○清水(道)政府委員 会社法制につきましては、御指摘のように大変大きな会社と小さな会社が多数存在するというような状況になっております。そこで、大きな会社には大きな会社にあつち形での会社法制を考へる、中小会社には中小会社にあつち形での会社法制を考へるということはどうしても必要だということになるかと思ひます。こういうようなことについての御指摘は、既にもう当委員会におきまして過去いろいろな形で附帯決議等がされておるところでございますので、私も引き続き大小会社区分立法についてはこれを真剣に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

今回の改正も、実はそういう意味では大小会社区分立法の一部をなすものでございましてけれども、御承知のように、私も問題点とかあるいは試案の公表という形で発表した中ではいろいろなものと多くの問題が含まれているわけでございます。有有限会社法をどうするかというような問題、そういうようなものも問題が含まれております。しかしながら、その多くはまだ結論が得られないまま積み残しになっているという状況にございますので、この法律が通過、成立後直ちにまた残された問題に取り組んでいく、こういうことにしたいと考えているところでございます。

○小岩井委員 大小会社区分立法について真剣に取り組んでいく、ということは立法措置をするという方向で真剣に取り組んでいくということで理解していいのですか、その点もう一回答弁してください。

○清水(道)政府委員 法制審議会の審議を引き続き続けまして、もちろんその中には中小企業、い

ろいろな団体の意見、関係者が入っておりますので、十分にそういう方々の意見を聞きながら必要な法改正を図っていく、こういう趣旨でございます。

○小岩井委員 今答弁をいただきました、大小会社区分立法については真剣に立法措置の方向で取り組んでいくという答弁をいただいたというふうに理解してよろしいですね。

○清水(道)政府委員 そのとおりでございます。

○小岩井委員 それでは、私の質問をこれで終わります。

○小澤委員長 御苦労さまでした。

和田貞夫君。

○和田(貞)委員 できるだけ重複を避けるようにして、中小企業業者の立場に立つて質問をさせていただきます。

先ほどから言われておりますように、本改正案は、一つは債権者の保護、一つは国際化に見合う、皆様の言葉で言うならば株式会社らしくない株式会社を株式会社らしい株式会社にしていく、こういうことであろうと思うわけであります。

そこでまず、先ほど御答弁いただいておりますが、長い月日の中でこの改正案が出てまいったわけでありまして、この間いろいろ議論があらわした。単にこのときの答申のことだけではなくて、実に長い間かかっているいろいろな議論があつた。結果的に残つたのは、株式会社については一千万、有限会社については三百万、これだけじゃないですか、端的に言つて。これだけ月日をかけて議論してきて、この改正案を出して一つの大上段に振りかざしておる債権者の保護、これで果たしてできますか。大臣、お答え願ひたい。

○長谷川国務大臣 従前説明申し上げたとおりでございますが、今の改正案が委員御指摘のように完全無欠のものというのか、そういう物の考え方をいたしておりません。まだこれから多々直さなければならぬところ、またいろいろ面から考えなければならぬところがたくさんあることも承知をいたしております。

ただ、何しろ相手が、会社が百六十何万件もありまして、その規模の大小あるいは環境それぞれ違ひますので、その最大公約数をどこに求めるかということではいろいろ研究しました。やはり最大公約数という、余りそのものずばりでばつと効果の出るような形でなくて、大方の皆さんがまああたらうというふうなことが今回の改正の結果だと思つたので、御指摘の点については十分心得ておりますが、先ほどから担当局長の話がありまして、中小企業あるいはその他の意見も聞きながら改正も十分考えておりますし、なおよりよき方向に進めていきたいということで、そういうことを念頭に置きながら御提案申し上げたわけであります。

○和田(貞)委員 しかし大臣、法案が国会に提出される寸前まで皆さん方の案は、二千万、五百万、こうだったのでしょうか。提案をする寸前になつて、新規の場合も既存の場合も一千万、三百万、こういうことにしたわけですね。余りにも根拠がなさ過ぎじゃないですか、先ほどから質問しておりますように。だから私は、二千万、五百万というやつが一千万、三百万になつた、残つたのはこれだけですから、最大公約数的であろうが何であらうか、この法案として残つておるのは一千万、三百万ですから、これで果たして大上段に振りかざしておる債権者の保護ということになるかというところをお聞きしているのです。

○清水(道)政府委員 御指摘のように、最低資本金の額につきましても法制審議会の答申から後退をいたしておりますし、それから、もう一つの柱でありますところの計算書類の登記所公開というもの、全部これは今回見送られておるといふ結果に相なつたわけでございます。せっかく法制審議会の答申をいただきましたが改正案に盛り込むことができなかったということは、一にかかつて私どもの力不足ということで申しわけないところと思つております。

しかしながら、最低資本金制度の導入それ自体、これは非常に簡単なようでございますけれども

も、今まで我が国の会社法にはなかった制度を新たに導入するというところでございまして、少なくともこれからの株式会社は、最低この資本金に相当する資産は純資産という形で、これは計算上の数字でございすけれども、留保するようにしなければならぬという一つの基準制度を導入したという意味におきましては、非常に今意味がある制度ではないかというふうに私は考えております。

○和田(員)委員 現実の問題として企業が倒産する場合は、少なくとも資本金の十倍、二十倍あるいは数十倍、それだけの負債を抱えて倒産をしておるといふことは、これはもう既に御案内のとおりです。それが最低資本金一千万というところで、それが果たして債権者の救済ということに、大上段に振りかざしてこの法案を出してきたという目的というものは達成することができるといふことです。ここを教えてほしい。

○清水(港)政府委員 御指摘のように、倒産ということになりますと資本金百億でも倒産をする、巨額な負債を抱えて倒産をし、債権者が自分の債権を回収できない、こういう事実が究極的な状態で考えますと起こるということは御指摘のとおりでございます。

ただ、ここで考えております最低資本金というのは、そういう倒産ということを当然の前提としたことではございませんで、企業が経営活動を続けていく過程において、少なくともその最低資本金に見合う純資産を会社財産として常に保持していなければならぬ。もし取締役が意図的に最低資本金を割るような形で資産を減らす、具体的には俗に言われるタコ配当というようなことがあるわけでありまして、そういうようなことがありますと、それは取締役の責任として追及される、つまり違法に配当したものは会社に返還しなければならぬというように、常に会社が最低資本金に見合う純資産は保持するようにとにかく努めなければならぬ、そういう義務を取締役に課すことによつて会社と取引をする債権者の保

護を図ろうという趣旨のものでございすので、一千万という金額を考えますと、今の取引経済、取引規模というものを考えますと大した金額ではないのではないかとはいふようなお考えも当然にこれはあるかと思ひますけれども、しかし、そういう資本金一千万円程度の企業が相手とする取引の相手方あるいは従業員というものの立場を考えますと、それでも十分に保護をされる場合があり得るというふうに私もは考えているところでございす。

○和田(員)委員 あなたの方は提案者でございすからそう言わざるを得ないんじゃないか。しかし、申し上げましたように、我々の側はどういひき目に考えさしてもいい、見さしていただいても、資本の一千万というのをこれが最低資本額だといふことでは、この法案というものが提出されておりますが到底目的を達することはできないんじゃないかといふように断言せざるを得ないわけであります。

そこで、私はそのことによつて、これはもう先ほどから述べておられますように、質問してありますように、そのことによつて被害をこうむる、そのことによつて社会的な信用を失う、そのことによつて経済的な地位を剝奪される、こういう現実の小規模企業があるといふこと、現存するといふこと、先ほどから中小企業庁の方から、先ほどの答弁を聞いておりますと、これはもう一度商工委員会で聞かなければいかぬぐらいだ。中小企業の立場に立つた答弁じゃないんです。中小企業の立場に立つた物の見方じゃないんです。現実にはそのような小規模企業が実在するといふこと、このことを考えたときに、その立場に立つならば極めて過酷な資本の最低限の導入というように言わざるを得ないわけなんです。

そういうことをやりながら、反面、社債発行の限度を大幅に緩和するといふようなやり方、あるいは一人株主制度を創設するといふようなやり方、これはどこからどう出たかわからないわけであります、これは大きな企業あるいは経済団

体、そういうようなところからの要請の中で盛り込まれたんじゃないか、こういうふうに推測するわけではございす、極めて最低資本金の導入と相矛盾するこの改正の内容であらうというふうに思ひますのでございす、これについてひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○清水(港)政府委員 まず、社債発行限度規制の見直しでございすけれども、結論的に申しまして、これは最低資本金制度の導入とは矛盾するものではないといふように私も考えております。社債発行限度規制につきましては、現行法では資本及び準備金の額を限度として発行することができ、純資産が資本金プラス準備金の額を下回るときには純資産の限度、こういうことになっていくわけではございす。これを今回の改正法におきましては、要するに純資産を限度として発行することができるといふことに単純に改めたわけではございす、その結果といたしまして、資本準備金を上回る純資産が存在する場合にはその純資産の限度で社債を発行することができるといふことになるわけではございす。こういう社債の発行といふことをする会社は、これは大企業でございまして、中小企業はほとんど現実の問題として関係がないわけではございす。そういうことととも

に、やはりこの社債の場合に、最終的に担保になるのは会社の純資産でございすので、純資産を限度とする担保規制に改めるのが適当である、こういうことから今回の改正になっているわけではございす。したがひまして、最初に申し上げましたように、株式会社につき一千万円の最低資本金制度を導入するといふことは矛盾しないといふことになるわけではございす。

それから、株式会社の設立について発起人が一人でもいいといふような制度を導入するといふことではございす、これは現行法上は七人要求されているわけではございす。中小会社を設立する場合、特に発起人が七人必要であるといふことにされておりますために、無理して発起人を七人並べる、親戚縁者の者を発起人に連ねるといふよう

なことが行われるという実態があるわけではございす。そういうような、いわば頼まれて発起人になった親戚縁者の者が、後で会社をめぐるといふトラブルが起きまじるときに責任を追及されるというような現象も全くないわけではございせん。そういうような中小会社の設立の実態にかんがひまして、発起人が一人でもそういう会社の設立の行為を行うことができるというふうに、いわば実態に合わせてそういう制度を導入することにいたしましたわけではございす。これは、ある意味におきまして最低資本金制度を導入するのとあわせて、一方で、つまり会社に保有すべき財産の最低限を確保するとともに、設立手続の簡素合理化を図つたという意味で矛盾するといふものではなく、むしろ両々相まつという面も一部にはあるのではないかとはいふふうに考えているところでございす。

○和田(員)委員 御答弁いただきましたが、この社債発行限度額の緩和といふのは、既に言われまじしたように大手の企業が百二十社も百三十社も今日の限度額の枠を超えている会社があるから、おのずからそういうところから強い要請があつて今日の改正になったんじゃないか、このように推察するのは当然のことであります。

あるいは一人株主、一千万がないために株式会社をつくるということができないというものもあれば、一千万があるために、むしろ大企業の子会社あるいは孫会社、いとも簡単につくれることになるわけですから、だから私が申し上げましたように、このようなことは経済界からの強い要請があつてその上での改正であるんじゃないか、こういうふうにお尋ねしているわけなんです、どうですか。

○清水(港)政府委員 発起人が一人でもいいといふことについては、大企業等からそういう要請があつたといふことは必ずしもないといふふうに承知いたしております。

ただ、この社債発行限度につきましては、かねてから現在の商法による発行限度規制というのはおかしいのではないか、おかしいと申しますか、

や時代おくれではないかというような指摘がございました。確かに先進諸国、ドイツ、フランス等の先進ヨーロッパ諸国の会社法制度を見ますと、最近におきましては社債発行限度規制というのをやっていないわけがございます。つまり、社債の発行については、むしろ市場メカニズムに任せまして、社債のランクづけとかそういうようなことによつて自主的に規制をしておるというのがどうも実態のようでございます。

そういうようなことを背景にいたしまして、社債の発行限度規制をやめようというような要望あるいはそういう学者の意見というものはかなり強いわけでございますけれども、さしあたって現状のもとにおきまして、現在のような発行限度規制でございますと、社債を発行することができない大企業も現実の問題としてあるというようなこともございまして、確かにそういう経済団体等からの要望もあつた、そういう要望を受けての今回の緩和のための改正である、こういうように申し上げてよろしいかと思ひます。

○和田(貞)委員 この最低資本金制度についてでございますが、私は株式会社でふさわしくないような株式会社あるいは株式会社らしい株式会社、こういう物の見方というものは、資本金という一つの物差しだけで断定するということとは非常におこがましいし、非常に相手の人格、法人の人格に差しきさるような気もするのですよ。

私の知っているところで、大阪ですが、資本金が今なお五百万、それで三百五十台から四十台のタクシーを立派に経営されておる会社がありますよ。これというならば、そういう会社は株式会社にあふさわしくない株式会社ですか。

○清水(道)政府委員 会社の規模を何を基準として判断するかというのは、実は大変難しい問題でございまして、資本金で判断するということの一つの考え方ではございますし、あるいは商法というものはむしろ債権者保護という観点から法律が書かれておりますので、負債総額から判断すべきである、こういうような考え方もあるわけではござい

ます。現に、我が国の商法におきましても、いわゆる大会社の定義を商法の中でしているわけではございますが、これは資本金が五億円以上で負債総額が二百億以上、こういう基準になっております。つまり、資本金は五億であつても、資産にいろいろな含み益とかそういうものがありますので、二百億以上の借入金があつてそれで事業をしておるというような会社も現にあるわけではございます。

そういうような意味で、会社の規模自体をそういう負債総額で見ると、あるいは従業員の数で見るとはどうかという学説もございまして、あるいは純資産の額で見るとはどうかという学説もございまして、先生御指摘の、例えば資本金が五百万円でタクシーを数台所有しているという会社が、もしその会社について貸借対照表を私ども見せていただきますと、純資産の額は相当なものになっておるのではないか。したがしまして、一株当たりの純資産額というのは、恐らく何十万、何百万になるのではないかという感じがするわけではござい

ますけれども、ただ、そういうふうな単純に資本金だけで会社の規模を見ることができないというのとはまたことにおつしやるとおりだと思ひます。ただ、そういういろいろな事情が会社の中にあるということも踏まえた上で、今回最低資本金制度を導入するについては、そこで一千万あるいは三百万という一応の区切りのいい数字を示してこれを最低資本金とした、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひわけではございます。

○和田(貞)委員 そうであれば、五年の猶予期間を置くんだからその間にたかだか三百万程度、たかだか一千万程度用意できぬような会社は株式会社とか有限会社を名乗ること自体がおかしいという発想、考え方、意見は、まことにけしからぬと私は思ふのですよ。これから新しく設立されようとする法人であればいざ知らず、機械よう商売やつておるのです、機械よう事業をやつておる。それを五年間の猶予期間を置いて三百万、一千万に持つていくということが非常におこがましいに至り

であり、ほつといつてくれとこつちは言いたい。どうですか。

○清水(道)政府委員 最低資本金制度の導入につきましては、これをどの程度の金額にするかということ、あるいはそもそもこういう制度を導入するのが適当かどうかということについてはいろいろ御意見があるところではございますけれども、少なくとも商法が一つの柱として債権者の保護ということを考え、その裏づけとして資本金制度、それを前提とした資本充実の原則、資本維持の原則というものを大原則にしておるということから考えますと、やはり相当程度の金額をもつて最低資本金とせざるを得ない、こういうことになつたわけではございます。

その金額についてどうするかということにつきましては、例えば韓国の株式会社法がほぼ一千万円の資本金になつていてというような諸外国の立法例もこれあるところではございますけれども、我が国の実情というものに照らして幾らがいいかというところは、法制審議会の審議過程におきまして、中小企業団体その他のいろいろな団体からの御意見を私も拝聴してきつたわけではございます。そういう過程の中で、中小企業団体等の関係者の意見も踏まえ、株式会社一千万円、有限会社三百万円であるならば何とか対応できるということではございまして、そういう現実を踏まえて一千万、三百万ということにさせていたいただいたわけではございます。

私ども、会社の実態というものを中小企業庁のようによらずいろいろな面から多角的に把握しているわけではございませんが、例えば有限会社につきましても、登記だけは残つていて実態は活躍していないというペーパーだけの会社が相当数あると推測しているわけではございます。そういう会社はそのまま何もしないということに相ならうかと思ひますけれども、現実には活動を続けておられる企業でございまして、私どもが今まで審議の過程でいろいろお聞きした意見によれば、何とか対応することができないのではないかとこのことで

ございました。そういうようなことから、一千万、三百万を低いと見るか高いと見るか、あるいはいろいろ意見があるかと思ひますけれども、こういう金額にさせていたいただいたことではございます。

○和田(貞)委員 一千万円以下の資本金の株式会社が約六十二万社、三百万円以下の資本金の有限会社が四十三万社、合わせて百五十五万社。これは八年の資料でございまして、この中で少なくとも数十万社が増資できないで、この法律が施行されるに当たつて、極端に言うならば廃業せざるを得ないあるいは個人事業に転換をせざるを得ないという羽目に追い込まれる、あるいは株式会社から有限会社に組織変更しなければならぬ企業等々が出てくる可能性があるわけではございます。先ほど中小企業庁の方は、間違つておつたら許してほしいのですが、中小企業団体のいろいろな意見を聞く中で、この法律の施行に当たつて七〇%程度の方々はこの最低資本金制度に移行することができるとお答えになつたと私は思ひわけですが、間違ひありませんか。

○藤原(明)委員 はい。内部的な資料としてのアンケート調査によりますと、二千万、五百万を前提として七〇%は今の形態でいこうというふうな集計されてございます。

○和田(貞)委員 あなたの方の内部的な資料というのは、例えば現実にそれぞれの中小企業団体に当たつた結果ですか、どうなんですか。推定ですか、当たつたのですか。

○藤原(明)委員 一定のサンプルに従ひまして標準的な分布になるように各企業にアンケートを求めた結果でございまして、

○和田(貞)委員 そうすると、これは結果がわかると思ひますが、今申し上げましたように、私たちの推定では百五十五万社のうち少なくとも数十万社が廃業するあるいは個人事業に転換する、あるいは株式会社から有限会社に組織変更するところが出てくる。もしもそういうことになつたときに、社会的な信用度あるいはその企業が持つておる経

営経済的な地位——中小企業のことでございますので、当然上下がございます。元請があり、親会社があり、あるいは販売ルートもあります。もしそんなようなことになれば、株式会社であつたのが有限会社に何月何日から組織変更しました、株式会社があつたのが個人の企業になりましたという通知を出さなければいけません。得意先に案内を出さなければいけません。そんなことによつて受けるダメージは一体だれが責任を持つのですか。

○清水(道)政府委員 株式会社から有限会社になることによつてダメージを受けるということがあつたのか。我が国では株式会社の方が有限会社より何となく格が高いような、あるいはそういう認識があるというお話がございますけれども、法律上に見ますと、株式会社、有限会社は実質的にそれほど違つていない。物的有限責任の会社であつて、いわば社員が小人数のものに有限会社という組織が適していることだけの違いだつたらうと思つております。したがういして、資本金一千万円の額まで行けなかつた株式会社が有限会社に組織変更するというようなことによつてそれほどダメージを受けることになるかどうかという点については、私もよくと何とも申し上げかねるところでございます。

それからまた、資本金三百万円未満の有限会社が資本金三百万円にすることができないがために、結局合名会社あるいは合資会社の方に組織変更するというような事態、これも理論的には想定されるわけでございます。しかし、具体的にどの程度の数がそのものになるのか。私もこの考えによりまして、少なくとも有限会社のうち資本金百万円以下程度の会社はほとんど休眠会社と申しますか、ペーパーカンパニーで実際上は活動していないのではないかと、あるいは実態はあつたわけではございません。そういうような実態を踏まえながら、現に活動している企業であるならば少なくとも三百万円までは何とか対応できるのではないかと、そういうような認識を審議の過程において持つておりますので、そういう問題が起きることはな

いのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○和田(貞)委員 これは余り世の中を知らない過ぎますよ。三百万、一千万ということに最高限度額を引き上げるわけでしょう。だから、株式会社であつた会社が、私も何月何日から有限会社になりましたということは、一千万円の資本金がなかつたんだというのを言ひふらすことになるのですよ。三百万円の有限会社が個人事業になりましたというのを得意先に案内を出すことは、得意先に対してこれは信頼を失墜するじゃないですか。そうでしょう、そういうふうには感じませんか。

○清水(道)政府委員 恐らく有限会社から合名、合資会社になるという形のものがある、これは理論的にあり得るし、現実にもそうなる方もおられると思ひますけれども、そういうことで取引先に通知をされるというふうなこともあつたかと思ひます。そのためにどの程度信用が落ちるのか。そういう企業の方で、よく親しい、あるいはそういう一定の範囲内の関係者との取引というところに普通はされていようかと思ひますけれども、それによつて信用が大幅に変更になるというふうな事態が果たしてあるのかないのか、私も世間知らずと言われればそうかもしれませんが、ちよつと想像しにくいような感じがいたしております。

○和田(貞)委員 あなたがその立場に立てばわかるわけですよ。立場に立たぬからわからぬわけですよ。現在事業をやつておられる企業だけじゃなく、これから新たに開業なさうとする方々、現在では新しく株式会社として事業をやろうという方々の約六五％は資本金が一千万円以下から出資しているという点ですが、これは御存じですか。

○清水(道)政府委員 現実に登記の面から把握いたしましても資本金一千万円以下の会社が多数を占めておるといふことから、御指摘のとおりだと思います。

○和田(貞)委員 そのことをわかりながら、その最高限度額を一千万円に引き上げるといふと、今

申し上げたようになつた企業が五年以内にこうしなくちゃならないということになつていくわけですね。なれる人はいいい。なれなかつた人は、先ほど申し上げたように取引先の中から信頼を失墜する、そういうようなことは必ず出てきますよ。

そこで、今申し上げましたようにこの五年間に猶予期間を置いてもらつても、その中で約六五％の人たちが、新しく事業をやつてもその一千万に達しないような資本金の企業が設置されておる。あるいは、既に全体の六〇％あるいは五〇％程度の人が、有限会社の六〇％あるいは五〇％程度の人が、増資ができない。こういう実情は、景気はいい、いいと言つておりましたが、現実の姿として、それが五年が六年になつても、今のこの経済事情がいいというのには、やはり大手の企業なんです。大手の企業は借入金比率は確かに減つていつておる。けれども、中小零細企業の借入金比率とすよ。これは中小企業庁、把握しているはずなんだ。そういうふうな実態の中でこの法の改正について、中小企業庁として、通産省として、この段階でこのような法の改正はいいというように法務省に意見を寄せられたのですか、回答されたのですか。

○藤原説明員 昨今の金融情勢から借入比率、特に中小企業は相対的に大企業より高くなつていて、この点は承知してございます。

商法改正案につきましては、先ほどから申し上げておりますように、我々としては当初案の二千万、五百万というのには余りにも高過ぎるというところと鋭意要請を行つてまいりまして、中小企業団体等の意見も十分反映した形で現在の案ということをお最終的にはお認めいただいたというふうに理解してございます。

○和田(貞)委員 時間が来ますもので、その中小企業の問題はまたひとつ商工委員会でやりましよう。

大臣、まるで株式会社にふさわしくないような

株式会社、これはその責任がその企業にあるような物の言い方、物の見詰め方なんです。何となく企業の責任じゃないんです。いろいろとあなたの方の言われる株式会社がでないような株式会社が現実にあるというところは、一つはやはり税制の問題なんです。個人事業をやつておられて、やはりだれしも税務署に対して節税を考えますから、だから会計事務所へ相談に行かれる、税理士事務所の方に相談に行かれる。あるいは帳簿の記載を依頼される。そうするとその税理士先生は、まあ法人にしないさいよ、こうなるんですよ。だから、お父さんが社長、お母ちゃん専務、娘が常務、という、あなたの方から言うならば株式会社でないような株式会社がたくさん出てくるわけですよ。大臣、これを一体どうお考えですか。

○長谷川国務大臣 言葉のよしあしは別に、傾向としてはそういう傾向があつたというか今でもあります。また、私も中小企業をずっと自分でもやつておるんですよ。だから、中小企業のこと、悲しき、何となくうらさみしいような感じというものは十分に心得ておるわけでありまして、けさからずつといふ聞いておりました。しみじみ我が事のように感じておつたのでございまして、これからそういう若干の体験も踏まえて中小企業、零細企業が明るい形でできるように、これは口では簡単だけれどもなかなか難しいと思ひますが、そういう方向に向かつて懸命な努力をいたすつもりであります。

○和田(貞)委員 大臣、懸命に努力をしても方法があるのですよ。申し上げたように税制です。西ドイツの場合は法人の数が少ない、こう言つておられます。法人よりも個人の方を税制で優遇しているから、日本とは逆。法人になるな株式会社の手続をしなさいということを税理士さんは言わぬ。日本の場合、法人の方が個人事業よりも税制面で優遇されておるから会社がおえいくわけですよ。何も登記の手続をやつて株式会社にせぬでも、個人の方が法人よりも税制で優遇されて法人以上に必要経費も認めるといふよう

な保障があるならば、殊さらに税理士先生も法人にしなさいというようなことを言わねばならぬし、事業主自身もあなた方が嫌がられるような、そういう株式会社にはふさわしくないような株式会社をつくらぬでも結構やっていけるわけです。この法改正に当たって大蔵当局とそういうような話し合いがございましたか。

○清水(港)政府委員 株式会社を設立する動機と申しますか、実質的な目的に節税を図るという、いわゆる法人成りがたくさんあるということ、私どもも経路上承認しているところでございまして、それ以外にもいろいろ目的があつて、いろいろな動機があつてそういう株式会社の設立がされることだというふうに考えております。しかしながら、株式会社法という見地から見ますと、それは動機が何であれ、やはり会社法の規定する諸規制というのはきちんとしてもらわなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、特に税の關係で会社法をどうしようかというふうな見地から商法の改正というのは私どもも考えてないわけではございません。したがって、もちろん大蔵省当局等からそういう法人成り等のお話は伺うことがございますけれども、公式に商法改正の問題としてその問題を取り上げるといふようなことは私どもいたしてないわけでございまして。

○和田(貞)委員 法人税制と比べて、皆さん方を含めた給与所得者あるいは個人事業者の隔たりが余りにもあるのですが、大蔵省、どうですか。

○長野説明員 法人税制と個人事業税制と給与所得者の税制のバランスというところでございまして、私どもが常に一番悩む問題でございまして、法人成りのときに税制上の面がどのくらいウエイトを占めておるか私どもも調べたこともございまして、恐らく、そこでアンケートに出てきた答え以上に、私どもに対する答え以上に経営者の方は税制というのは意識されておられるのじやなからうかと思ひます。

そこで、いろいろな御議論が出てまいりました。

て、経営者と株主という立場がほとんど分割されなくて帳面づらの上だけで操作できるような企業は、むしろ税法上の扱いとしてはみなし個人、個人として扱った方が課税の公平上つきりするんじゃないかという議論がありますが、これはきちんとして法人格をとられたことに對してまた税法上違ふ扱いをするのは難しい。そこで今度は、個人事業者の方にや法人と似たような仕組みをすることで、みなし法人という知恵が出ました。しかしこれは、今度はサラリーマンの側から見ると、もともとサラリーマンより優遇されておる事業者がみなし法人という形でさらに優遇されるので不公平税制であるという話になる。そこで、いろいろめぐつてまいりますと、ポイントが実は給与所得控除というところに参ります。

これは日本の税制の特色でございまして、ドイツとも大変違つたところでございまして、給与所得控除というものが給与所得者に対して非常に手厚く行われておる。その給与所得控除というメリットをサラリーマンだけじゃなくて個人事業主も味わえないかというのがみなし法人でございまして、法人成りのメリットもそこにございまして。それでは、給与所得控除をうんと圧縮すれば問題は解決するのかもしれない。そういう議論も過般の税制改革のときに、実はもうその問題の根つこにあるのは給与所得控除ではないか、むしろこれを外国並みに否認するといひますか、割合を落とすことによつて、そのかわり税率を下げるという形の方が本当は根本的な解決になるのではないかとのお話もございまして。しかし、現実の問題として、これとて即すべての国民の方、サラリーマンの方に自分の給与所得控除の取り扱いが変わるのはなぜかというのをわかりたいだくのはなかなか大変だろうということ、実は悩ましい状態のまま今後の検討課題になつているところでございまして。

○和田(貞)委員 いろいろ御指摘をさせていただきましたように、国際化に向けて日本の法人企業もそれに見合うようにしていくとするならば、一つ

の物の見方で、資本金なら資本金だけで画一的に見ていくというようなやり方ではなく、もう少し中小零細企業の経営者の実態というものを引き出した上で、税制面についても、あるいはその他の優遇措置等も考へて、片方ではこれをやりながら、取りこぼしのないようなそういう温かい保護育成、振興、そういう政策も他面遂行しながら考へてほしいという気がするわけです。

私の立場に立つてさつきから聞いておつたという非常に率直なことを言つていただきましたけれども、最後にもう一度大臣としての決意を語つていただきまして、時間が参りましたので終わりたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 ずっと委員のお話を聞いておりました、やはり実態に即した御意見だと思つて拝聴いたしておつたわけであります。

ただ、中小企業は御案内のとおり千差万別であり、多種多様であり、なかなか共通点を見出すことが難しいのと、いろいろ、何といひますか、こうでございまして、対応がなかなか簡単ではございせんが、私どももいたしまして懸命な努力を払つて、御意見も踏まえて頑張つていくつもりであります。

○和田(貞)委員 終わります。

○小澤委員 御苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後二時五十八分開議

○小澤委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中村(巖)君。

○中村(巖)委員 今回法務省から商法改正案というものが出てまいりまして、それについて審議がされていくわけですが、この商法改正案というものは、私が見るところでは実には場当たり的であると言わざるを得ないと思ひます。法務省御自身も、今回の改正については、前の改正から

大分長くなるので現段階まで法制審議会で論議が終わつていゝるものをいゝば間に合はせたいと答申を得て立法するんだというお話でございまして、そのことはそれとしてわからないわけではなないのですけれども、場当たり的であるということになると、これは一貫した流れの上に乗るのかどうかということが大変に問題になつてくるんじゃないかと思ひます。会社法をどうしようかといふにしたいという理念を示すことなく、今法制審議会でまとめたからその部分だけでやつていくということになると、後になつてまた改正しなければならぬという部分も出てこないとは限らないわけでありまして。前回の改正の後では、要するに五十九年の五月にいわゆる民事局参事官室の「大小会社区分立法及び合併に関する問題点」というのが発表をされて、そこが一つのスタートになつていゝるというところで、この問題点は非常に多岐にわたるわけで膨大な数の問題点、こういうところを検討したいということが羅列をされてあるわけですね。そこには一定の結論というものも示されておられませんが、ある種の方向性というものが読み取れるようになっていゝることは間違いないわけ、殊にこの大小会社の区分ということが中心になつておられます。大小会社の区分について、やはりこれだといふものはないけれども、A案、B案、C案、こういうものがあつて、そういうような形で区分をして大会社として小規模、閉鎖的な会社との規制を分けていゝう、こういうことがあるわけでありまして。そして、その後こういう試案が発表されて、そして今回の改正案がどうなるかといふことになると、その大小会社区分立法の問題点で言われてきたようなことがみんなどこかへすつて飛んじやつて、とりあえず小会社に適用できるような法案を幾つか持つてきてそれで終わつていゝる、こういうことになつていゝるわけではございせん。そういう意味では、まさに今後大小会社区分をどうするかといふことについての理念が全く今回の改正案の中には流れていない、読み取ることができない、こういうこと

ではないだろうかというふうに思うわけでございます。とにかく、前回の改正の後には大小会社区分立法なのだというふうに鳴り物入りで騒ぎながら、竜頭蛇尾というか、まだこれから続くわけでありまして、蛇尾と言わなければならないのかもしれないけれども、今回の法案で見ると限りにおいては、まさに竜頭蛇尾、こういうことになってしまっているわけでございまして、その辺のことで、言ってみれば五十九年五月のあの大小会社区分立法の問題点の流れというものがどうなっているのか、こういうことについてまず御見解を承りたいというふうに思います。

○清水(港)政府委員 お答え申し上げます。

まことに手厳しい批判で、私も本場に一々ごもつともというように感ずる点もないわけではございません。確かに五十九年五月に、いわゆる「大小会社区分立法及び合併に関する問題点」ということで、昭和五十六年改正を受けて後の株式会社改正作業の過程の中で議論された問題点、および各方面で指摘されているようなあらゆる問題点を取り上げまして、これを整理いたしまして各界の意見を求める、こういうようなことをいたしたわけでございます。そういう議論の過程の中で、余りにも問題点が多岐にわたる、またそれぞれについて大会社、中会社、小会社あるいは零細規模会社というように立場から実にさまざまな意見が提出されてまいりまして、どうも一つのまとまった結論がなかなか得にくいという状況にもなっております。これは一つの事実でございます。そういうような中で、法制審議会といたしましては改正要綱案の取りまとめのため審議を続けてきたわけでございますが、そういうようなことから全範囲の問題を今回の改正で取り上げるとするのは非常に難しい、そういうことから、その中から特に意見と申しますか関係者の意思が一致している株式会社設立あるいは株式制度、計算制度の公開、組織変更等を中心にして改正案を作成したところになったわけでございます。そういうことの中で一番大きな柱が

やはり最低資本金制度の導入であり、もう一つは計算書類の登記所における公開制度であった、こういうことが言えようかと思えます。

この中でも特に最低資本金制度の導入というのは、これは実は大小会社の区分立法の議論の過程の中でも、最低資本金というものの、つまりそういう最も基本的な概念についてある程度の何と申しますか意思の統一、逆に申しますと、まず法律制度上最低資本金制度というものをきちっと決めて、その上で大小会社の区分という議論をいたしませんとなかなか集約しないというような要素も実は若干ながらあるわけでございまして、そういうようなことから、とりあえずとにかく最低資本金制度を導入し、それをベースとして今後の大小会社区分立法をもう一度洗い直すことをしたかどうかというようにも考えられたわけでございまして、これがすべてではございませんけれども、そういうような過程の中で今回の法律改正案になった。したがって、私もいいたしましては、最低資本金制度はやはりどうしても導入いたしたい、こういうふうに考えているわけでございます。

今後どうするかということになるわけでございまして、けれども、このような長年の懸案でありました制度が導入された場合には、先ほどちょっと申し上げましたように、大小会社区分について公開された問題点等につきさらに鋭意検討を進めるということに当然なるわけでございまして、例えば合併に関する問題点というものはまだほとんど議論されておりません。問題点としては公表されておりますが、法制審議会でもまだ議論が進んでいないというような問題もございまして、そういう問題も含めましてさらに引き続き審議を続けてまいり、こういうことを考えているわけでございます。

○中村(蔵)委員 最低資本金制度の問題と大小会社区分の問題というものは全然違う問題で、大小会社を区分するための手法として最低資本金制度があるわけではなくて、最低資本金制度というものは会社の下限の足切りをしてしまおう、こういう制度ですから、そういう制度を一方で実行しておきながら、では大小会社区分だということになると、制度的に関係ないものだけれども結果的にはそれが絡まってきて、では今度は大小会社区分の線をどこへ引くのだ、大会社と小会社と、線を引くとすればどこへ引くのだ、五千万円の線で引くのか、幾らの形で引いていくのか、こういうことになってきてしまっているわけですから、やはり制度的にはその最低資本金制度というものは大小会社区分と関係がない。だけれども、こういうものを決めてしまおうと、大小会社区分といたつた土俵だけを縮めておく、そしてそれから今度は大小会社区分を考へるのだ、こういうのでは何かおかしいのではないかと感じがするわけでございけれども、その点はいかがですか。

○清水(港)政府委員 委員御指摘のとおり、大小会社区分と最低資本金制度というものは直接の関係はないというふうに私も思っております。ただし、大小会社区分の議論をいたします場合に、この株式会社というものをどうイメージするかという点でも、例えば非常に零細規模の会社というものを念頭に置いて議論する場合と、ある程度、資本金一千万円が最低であるという株式会社というものをイメージして議論する場合とで、どうしてもそれぞれニュアンスがやや違ってくるというような面も否定し切れないようなところがあるわけでございます。これは気持ちの問題かもしれませんが、気持ちの問題かもしれないけれども、何かそういうような要素もあるような気が私にもするわけでございます。そこで、株式会社というものは最低資本金は一千万円である、こういう前提で、この前提がはっきりいたしますと、さらにその上で大会社あるいは中会社、小会社というようにものをどうするかという議論が出てまいりますし、さらに、株式会社については最低資本金が一千万円ということになりますと、有

限会社というのとは一体どうするのか、有限会社の資本金は今度三百万円になります、有限会社というものをどう位置づけるのか、株式会社に対してどう特色づけるのかというようなことも非常に議論しやすくなってくるのではないかと、そういう意味で、これからの大小会社区分理論にいわばむだな議論というのか、そういうものをなくさせるという意味におきまして、最低資本金制度でその辺のところはきちっと整理しておいた方が今後議論しやすいという意味で申し上げているわけでございます。制度的にこちらがこうだからこちらがこうであるということではないというのには、委員御指摘のとおりではないかと思っております。

○中村(蔵)委員 そうだとすると、仕切りをしておいて、その方が議論が整理しやすいとおっしゃるなら、それはそういうこともあり得るかもしれないけれども、五十九年の「問題点」で指摘しておられたところでは、最低資本金制度を設けるべきかどうかという点も問題点には挙がっているが、それより先に、大小会社区分の問題というものが挙がっているわけですから、そこには御承知のとおりA案、B案、C案というものがあつたわけで、A案、B案、C案がそれぞれ最低資本金制度というものに立脚してあるわけじゃないですか。ですから、今急遽最低資本金制度を設けて、それじゃ今度はA案、B案、C案という議論が今後どういふふうになつていくのかということになるかと、大変おかしなことになるのじゃないか。A案、B案、C案が考へられたのも一千万円以下の極めて少ない資本金の会社があるから、だからそれを大中小なら大中小、こうしていこうということとで考へられておられると思うわけですから、その辺の今後の、A案、B案、C案というような方式での物の考へ方がどうなつていくのかということについてはどうお考えですか。

○清水(港)政府委員 最低資本金制度に当たりまして大小会社の区分をどうするかということになりますと、おっしゃる通りに、例えば公開株式会社とか非公開株式会社というような考へ方、ある

いはそれにプラスして有会社というものの一つのジャンルを認めるという考え方、これはA案でございませうけれども、そういうようなものもありましようし、あるいは、資本金について一億円以上とかいうような一定の資本金額、負債総額を基準にして会社の区分をする考え方は当然出てまいるわけでございませう。したがって、私が申し上げましたのは、最低資本金一千万円を導入したから会社の区分についての考え方が変わってくるというように申し上げておられるわけではございませう、少なくとも最低資本金一千万円だという前提で株式会社をさらに区分する。例えば資本金五億円以上、負債総額二百億円以上を便宜大会社と呼んでおられますけれども、そういう会社については会計監査人の強制監査制度を導入している事実が現にあるわけではございませう。それから、資本金五億円未満一億円以上の会社と一億円未満の会社についての法規制が異なる、若干の差異を設けておられるような法制が株式会社法の中に現に存在しているわけではございませうけれども、そういうような区分をさらに合理的なものにしていくためにはどうしたらいいかということが当然のことながらこれから議論されることになるわけではございませう。そういう議論は、最低資本金が一千万だということと直接かかわりなく、例えば公開とか非公開、先ほど申し上げましたような五億とか一億というような金額を基準にしてこれから議論が展開されていくというふうな考えられているわけではございませう。

その問題ばかりやっているわけにもいきませうけれども、同じようなことが社債制度についても言い得るわけではございませう。商法の社債制度というのは当初からあるわけではございませうけれども、商法の従来の立場というものは、社債は固定負債であつて莫大な金額に上る、そしてその債権が会社の存立いかんによつて運命が決まるわけですから、これについてはやはり基本的には過大な社債の発行ができないように、こういういわば社債権者の保護の立場でつくられておつた。商法の基本的な考え方はそういうことだと思つておられます。そして担保付社債信託法というようにものもあつて、言つてみれば担保を付して社債を募集することが望ましいというように考え方もうかがわれるわけではございませうけれども、そういう商法の中にある社債というものをどう位置づけるのか、こういうことについてもまだ基本的な考え方は決まっております。それから社債について議論をいたしますと言ひながら社債の限度額の枠を拡大するということになつていて、その辺のことが応急的、臨時的にやるといふようなことになつてしまつてしまふ。社債全体についてのお考え方の方向性を今後どうしていくのかということと関係なく、こういう途中で臨時的、応急的にやるといふことは一体いかがなものか、こういうふうにも考えるわけではございませうけれども、その辺については法務省はどう考えておられますか。

清水(逓)政府委員 社債につきましては社債法全体を見直すべきだという意見がございまして、実は法制審議会の商法部会の中で昭和六十二年から社債法小委員会という専門委員会を設けまして、ここで現に相当長期間にわたつて検討していただいているわけではございませう。社債法の見直しということになりますと、商法だけではなくて担保付社債信託法とか信託法等の周辺関連法の調整が必要でございませうし、また、場合によつては銀行と証券業界との、いわゆる業際問題と言つておられますけれども、そういう問題などにも波及するような要素も実はあるわけではございませう。そういうような観点から、しかしながら社債法全体を見直す必要があるということで、現在鋭意法制審議会にその調査、審議をお願いしているところでございませう。

しかしながら、社債に関する法規制のうち発行限度のものにつきましては、今までも何回か発行限度枠の拡大というものは行つてきたわけではございませうけれども、最近の企業の資金調達の面からやはりもう少し社債の発行限度枠を広げてほしい、根本的には、ヨーロッパ先進諸国が採用しておりますように社債の発行限度というものを商法の中で規制するのは適當ではない、規制すべきではない、むしろ社債発行市場等のメカニズムに任せておくべきではないか。個人が社債という形ではなくて融資を受けるという場合には何の制限もありませんが、社債ということになりますと、一般大衆から、不特定多数の者から社債を集めるといふようなこととてこういう制限があるというふうに言われているわけではございませうけれども、そういう受託銀行あるいは引受け会社等のいわば市場メカニズムによる制約で十分債権者を保護することができるといふ実態があるというふうなことから、発行限度枠自体を撤廃せよというふうな意見が学者の間にも非常に強いわけではございませう。そういうような問題になりますと、これはやはり社債法小委員会が根本的に検討していただくということにならざるを得ない。しかしながら、社債の発行需要というものは非常に強いというふうな問題もございませうので、とりあえず応急の措置として現在の社債の発行規制が合理的であるかどうかというふうな観点から現行法を見直す必要があるかどうかというふうなところになつたわけではございませう。

そういう点から現行法を見ますと、商法の規定では資本金及び準備金原則になつておる、これはかなり形式的な基準でございまして、やはり実質的な社債権者に対する担保となるものは純資産というふうに言わざるを得ないわけではございませう。そうなりますと、純資産額を基準として発行限度を設けるといふのがむしろ社債権者保護という観点から申しますと最も妥當ではないかということになるわけではございまして、そういうふうな観点から、今回さしあつて一部発行枠を拡大するといふような改正をお願いいたしました、これは経済界からも非常に強い要請がございましたので、とりあえずの改正としてこのような改正をお願いしたということになるわけではございませう。

○中村(憲)委員 経済界から強い要請があるといふことはわからないわけではございませんけれども、そういう意味で、今局長が御説明になつたことによれば、やがては社債の発行限度というものが法制審議会等々で検討された結果全く撤廃されるんだ、こういうことになると、今中間的な形でやっておくということがどんな意味があるのか。まあ社債発行限度暫定措置法では商法を超えてかなりの枠で発行ができる。少なくとも担保付社債や転換社債や今度新規に新株引受権付社債についても、これは商法の枠をはるかに超えてその二倍までできるんだということになつていくにもかかわらず、一方で社債の議論をこれから大いにしよう、あるいはまた、ほかの国の立法例では社債の限度額がないんだ、こういうことを言いつつ今中途半端な改正をするといふことはなぜなのかといふことが私はよくわからないので、その点をお伺いをしていただければとてございませう。

○清水(逓)政府委員 私、将来社債の発行限度枠を撤廃するといふことは申し上げたわけではございませう。そういう意見があるというところで申し上げた次第でございませう。

もちろん発行限度枠というものが現行法上認められていてございませうけれども、それはまたそれなりに合理的な理由があるわけではございませう、個人的な債務といふことになりまして、それは当該個人が会社の信用状況を十分調査して純資産を超える債務負担であつてもそれは契約によつて負担させるし、債権を取得するといふことであつて構わない。ところが、社債の場合には有価証券という債券に化体されてそれが転々流通し、

不特定多数の者が社債権者になるという面から、やはりそういう一定の発行限度枠を定める必要があるというふうな言われているわけでございませう。そういうような必要性が今の経済社会の中でさらに必要であるかどうかということは、社債発行の実態等を十分に見きわめながらこれから社債法小委員会の中で議論していただきたいし、最終的には現行制度のような制限枠を設けることが必要だということに相なるかもしれない。これは今のところちよつと結論は出しがたいわけでございませう。ただし、今の発行限度枠が合理的であるかどうかという点で考えてまいりませうと、やはり純資産を担保にする、純資産をもって社債権者の保護財源とするという基本的な発想というものがあつたのではないかと、そういうふうな思われるわけでございませう。それを形式的に資本金プラス準備金というふうな金額で制約するのはいかかというところになるわけでございませう。そういうような観点から今回の発行枠規制緩和ということとで、こういうような内容の法案を作成したということになるわけでございませう。

○中村(慶)委員 一面では、社債が巨大な固定負債である、巨額に上るといふことを考えれば、従来の商法の考へ方のように社債発行限度枠をできるだけ厳しく制限しようという思想ももうなずけるところであるわけであります。一方ではまた、局長が今御説明になつたようにそれは全然制限しなくてもいいじゃないか、個人の借金を考えたらそういうことじゃないかという考へ方もわかるわけだけども、どつちの流れに乗っているのか、わけのわからない中途半端な負というものは非常によくないんじゃないかというふうな思ふわけでございませう。やはり考へ方の方向性としては、今拡大をするといふことはこれから将来の方向へ向かつては社債についてはそんな社債権者保護というふうな思想は捨てるんだ、こういうふうな流れに乗っているのかと思ふと必ずしもそうではない。その辺が摩訶不思議で、今便宜のといふだけで、思想性がちよつともないんじゃないか、その辺

はいかがですか。

○清水(港)政府委員 社債権者保護の思想を捨てるといふことは私も全然考えておりませんが、社債権者はどうしても保護しなければいかぬと思ひます。ただ、社債権者を保護する制度として今のようない種枠制限というものが有効に機能し得るのかどうかという評価の問題ではないか、それにかかわるような合理的なシステムがあるものであれば商法でそういう規制をする必要はないということになつてくるのだらうと思ひます。したがひまして、商法規制より以上にすぐれたメカニズムがあり得るのか、ある論者はそれはあり得るということの一部主張しているわけでございませうが、そういうような議論が果たして正しいのかどうかというところをこれから社債法小委員会等で検証して方向を決める、こういうことになるのではないかと、いふふうな思ひしております。

○中村(慶)委員 社債による企業の資金調達をどう評価するかという問題にもなつてくるわけで、本来的には株式会社というものは新株を発行して資金を調達するというのが本来の姿ではないか。それを現在の経済界では、社債の発行によるんだという方向へ方向へ行つて、今市場に出回つていふ社債の量というものは大変な金額に上る、こういうことになつていふわけで、そういう観点からいへば法務省はそれを是認する方向にあるのかどうかというところになるんだらうと思ひますが、いかがですか。

○清水(港)政府委員 経済的に資金調達の方法が社債という方法でいいのかどうかというの、ちよつと私も、金融とか経済の専門家ではありませうからにわかに申し上げられないことではございませうけれども、少なくとも商法で規制している今の枠の規制の仕方が合理的であるかどうかということについては、いわば私も、法律家の一人として判断し得る能力は持つておるのではないかと、いふふうな思ひつてゐるわけでございませう。そういう面から見ますと、例えば現行法のように、資本金プラス準備金の額を限度とする、純資産が資本

金、準備金の額より低ければ純資産の額を限度としますと、こうなつてゐるわけでございませう。しかし、考へてみますと、社債権者の担保と申しますか、社債権者の債務弁済の引き当てになるのは会社の純資産は必ずございまして、純資産がある限り社債を発行してもいいじゃないかという一つの法律論、これはやはりそれなりに合理性を持つといふふうな思われるわけでございませう。そういうような観点から、今回の改正ではいわば純資産額に一本化したということで、それ自体私どもは合理性のあるものだといふふうな考へておるわけでございませう。

○中村(慶)委員 当初から私は、今後の会社法のあるべき方向性というものが全然示されてない改定であるといふことを申し上げてゐるわけですが、けれども、このことは有限会社法についても同じこととございまして、有限会社法はこれからどうするのかわからないことを大いに議論をするといふことになつておりました。そういう議論の中では、物的会社として株式会社と有限会社は結局同じじゃないか、じゃそんな有限会社制度そのものをやめてしまつたらどうか、こういう考へ方さえ出てくるような状況にあるわけなんです。私自身も有限会社法のどうして存在しなければならぬ必要というものも何だかわからなくなつてきていふような状況ですから、そういう中で今、現時点で有限会社の最低資本金というものは三百万円だ、こういうふうな定めてしまつて、今存立している有限会社に対してある程度の負担をかけておいて、最終的に有限会社はなくなつてしまふんだ、こういうことになつたら、今やつた改正は何なんだ、こういうことにならざるを得ないわけなんです。この辺の有限会社の将来というものの見通しなしにこういうことをやられるのはどうなのかなと思ひつてゐるわけでございませう。

○清水(港)政府委員 今回、有限会社法の改正につきましては、最低資本金制度の導入とそれから設立手続ですね、発起人が株式会社の場合には一人でもいいというのに対応して、社員が一人でもいい

という改正、それから現物出資についての検査役制度に関する改正、こういういわば設立に関する法を改めておる、こういうことだけに実はなつてゐるわけでございませう。有限会社法全体を見直すといふことになつた、これは例えば有限会社における社員総会の問題とか執行の問題とか監査の問題、その他もろもろの問題があるわけでございまして、本来有限会社法を見直すといふことになつてゐます。今回の改正におきましては、そういう有限会社法の根本的な見直しということについては次回までにこれを進める、とりあえずは設立について手当てをする、最低限の手当てをするといふことになつたわけでございませう。

御指摘のように、例えば有限会社について最低資本金三百万円として、またさう有限会社法の改正でまたほかのものに変へたのではないかと、いふような御疑問が出されましたけれども、少なくとも最低資本金については今回の改正でこれと半分そのまゝ行くといふことになるものと私どもは考へております。

ただ、有限会社そのものをなくしてしまふといふようなことは今のところちよつとそういう議論までは発展してないといふふうな思ひます。もちろん株式会社法に一本化してしまふという議論もあるわけでございませうけれども、逆に、小さな株式会社は有限会社の方に誘導したらどうかという意見もあるわけでございまして、我が国に既に休眠会社は相当あると思ひますけれども、百四十万社の有限会社が存在するといふ実態は無視できないわけでございまして、むしろ有限会社法の改正の方向は、有限会社をそういう中小規模の会社にするといふこと、今後検討の中心が移つていくのではないかと、いふふうな私どもは考へております。とともに、今までの議論もそういうふうな方向で強くされておるといふことを申し上げてよいのではないかと思ひます。

○中村(憲)委員 有限会社がたくさんあるという実態、それは事実でありますけれども、しかしその有限会社というものがどれだけ機能しているのかということが把握できないというところがあるわけで、それは一つには、有限会社について休眠会社の整理がなされておらないじゃないか。株式会社の整理については休眠会社、一定の登記がある程度なされなければ清算に入るのだ、こういうことになっているけれども、有限会社は全然そういう手当てがしてない。三百万の最低資本制を定めるならば、それと同時にあるいはその前に休眠会社の整理というものをやっておくべきじゃないかということがあると思うのです。それに伴ってこういう整理をやるとすれば、有限会社に今まで取締役、監査役の任期がないということが整理をするための手がかりがないというか、そんなことになってしまふので、任期を設けてその任期のたびごとに登記をさせるというような手当てをしておく必要があるんじゃないか、こういうふうな考えますけれども、その点はいかがですか。

○永井政府委員 ただいま委員御指摘の点は、実は法制審議会でもほぼ固まりかけていたところでございまして、有限会社におきます取締役の任期は各界の意見等では三年ぐらいでいいのではないかと、三年という任期を決めますと、株式会社の場合と同じように休眠会社の整理ということが行い得るという状況になります。このことは余り異論はなかったのです。したがって、今回の法案に出してもあるいは可能だった部分があったのですが、ただ問題は、実は小規模株式会社につきましても、管理機構を考へる場合、役員、取締役についても、では有限と同じで三年でいいのではないかと議論が少しありまして、株式会社のうち小規模のものとは有限とで役員の任期をそろえてもいいのではないかと議論があったわけでございます。したがって、管理機構につきましても、今後の検討課題にいたしましてまとめて整理をしよう、こういうことから、今回はこの有限会社について余り異論がなかったところにつきま

しても今後あわせてまとめてやろう、そういうことになったものですから見送られたということになっております。

○中村(憲)委員 それは本当は見送るべきではなくて、その部分というものを最低資本金制度と同じようにここでやってしまつておけば、今後の有限会社に関する議論というものが非常に整理をされてくるんじゃないか。それにもかかわらずそれをやらないでおいだしたということは、今後議論をやりにくくしているものじゃないかなというふうな思いがいたします。

いづれにしても、今大小会社区分とかあるいは社債とか有限会社法について申し上げたわけですが、社債とか有限会社法について申し上げたわけですが、食ひみたいな改正というのは、本当はこういう商法というような基本法の場合にいいことじゃないか、改め、何でこの部分的な改正をやるのだという点について、場当たり的な改正をやるのだという点について、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○清水(道)政府委員 法律を改正する場合に大小会社区分というような観点から、会社の設立、あるいは取締役会、株主総会、あるいは会社の計算、あるいは組織変更等会社法のもろもろの面についてそういうような手当てをするということができれば、私も非常に望ましい姿だということに思ひます。

しかしながら、それぞれの問題、一見小さいようでもございまして、一つ一つ取り上げてみますと、設立の問題と問題を取り上げてございまして、設立の問題という形で問題を取り上げて分類的にしますと、発起人の数の問題とか、あるいは検査役の検査の問題等々それぞれについて問題がないわけではございません。そういういろいろな問題の中で一応意見の一致したものを取り上げましたために、取り上げたものの自体を見ますと余りつながりがないような印象を持たれる。それが

いかにも委員おつしやるように場当たりというふうな印象を与えておられるかなという感じも私どもいたしておるわけでございまして。さらに今回、その最低資本金のほかに、登記所における計算書類の公開という一つの大きな柱があったわけでございますが、これが盛り込まれていないということもあるいはそういう印象を非常に深くしておられる原因かなというふうに私も考えるわけでございまして。

そういう意味で、いろいろな分野から少しづつ法律改正をしておりますので、そういう印象を与えておるといふことは否定したい面が確かにあると思ひますけれども、しかし、それそれをとつてみますとそれなりの意味がある、現在のもとにおいて会社実務家が急に改正してほしいと求めている点を取り上げておるといふことは御理解いただきたいと思ひます。

○中村(憲)委員 その他の問題の中で一番重要なのは、計算書類あるいは計算書類の公開という問題だろと思うわけでございまして、企業の社会的責任というものを考えていく場合に、企業がその実態というものを社会に対して公開をしないというところはやはり何と云つても一番困ることであつて、企業の社会的責任というものにもとるものだと云ふふうに思ひます。企業が企業として存立をし、法によって規制をされていながらその法のもとで運営をしていくためには、やはりそこにはまず真実な計算書類がつくらなければならないのではないかと。いいかげんな、でたらめな計算書類をつくつてそれを社会に公開したり、あるいは取引の相手方に立つ人間に公開したり、あるいはまた従業員の団体に公開する、そういうことではこれはいたし方ないわけで、やはりその辺の真実性を担保する措置というものを何らか商法は講じておかなければならないのではないかと。そういう点についてどうあえざるというふうなお考えであるか、承りたいと思ひます。

○清水(道)政府委員 企業のいわば計算関係と申しますか企業の財務内容というものが開示される

ということとは、これは非常に重要なことだといふふうに私も考えております。現実には、例えばいわゆる大企業につきましては、商法の規定のほかに証券取引法の規制がございまして、その方から厳しい財務内容の開示が求められておるといふ結果になっております。商法でも、公認会計士監査あるいは監査法人監査という制度が強制されておるといふことになるわけでございまして。また、例えば日本の会社のそういうような開示のあり方について、大企業につきましてはなおまだ甘い、もっと厳しい開示を求めるべきだといふような国際的な声もあるように私も承知しているわけでございまして。そういうような問題とともに、例えば中小会社の開示の問題があらわされておるといふことでございまして、そういう開示がやはり必要である、そのために登記所公開という制度の導入が図られたわけでございまして、これは今回見送られておるといふ結果になっております。

そういう開示とあわせて、やはり真実の計算書類の作成がされるというところは非常に大事なことであると思ひます。実は開示するということ自体が真実性担保の一つの裏づけにもなり得るというところを私も考えておるわけでございまして。もちろん虚偽の計算書類を作成したという場合には、それによって第三者に損害を与えますと損害賠償責任の問題が生じましようし、あるいは現行法でも過剰の制裁があるというような罰則はあるわけでございまして、そういうような真実性担保というところのためにいろいろ工夫を重ねていかねばならないというふうに思ひます。

○中村(憲)委員 立法論としては、開示ということとは第二段の問題として、第一段に真実性を担保するために、単に過剰というのではなくて、そういう虚偽のものを公表した者について何らかの刑事罰を考へるとか、あるいはまた、確かにその虚偽の計算書類のために損害を受けたということになれば今の不法行為も成立するかもしれない

れども、それはそれとして、因果関係の問題とかあるわけですから、やはり何らかのそれ自体に対する会社法上の制裁というか、そういうようなものを構想する必要があるのじゃないか、こういうことを考えますけれども、その点についてはどうですか。

○清水(逓)政府委員 計算書類はいわば物的会社における生命線でございますので、その真実性を担保するということは非常に重要なことだといふに私も認識しております。その方法として、現行法に加えてさらに民事責任を強化するか、あるいは必要に応じて刑事責任を科するというような御議論もこれは大変傾聴に値する意見だといふふうに私も思っているわけでございます。どういふ要件のもとで、どういふ場合に科すことにするのかという点については、これから十分研究、検討させていただきたいと思っておりますが、貴重な御意見として受けとめさせていただきますと思っております。

○中村(憲)委員 それから公開の問題については、公開のやり方というのはいろいろなやり方があるんだろと思ひますけれども、とりあえず法制審議会では、登記所でそれを公開するんだ、しかもそれを二段階というか、いわゆる計算書類を出させるのと、計算書類のうちの貸借対照表だけを公示させる、こういうふうにしていった。それが今回は立法上取り入れられてない。前の委員会からする御説明になつていふような事情でそうなる、時期尚早というか、そういうことであるといふことでありますけれども、それを取つてしまつたといふことについて、例えばこれ以上の資本金額の会社はこうしないといふその金額の引き上げとか、そういう形での措置といふものはとれなかつたのか。その点はいかがですか。

○清水(逓)政府委員 法制審議会の答申では、資本金三千万元以上、負債総額五億以上の会社に登記所提出義務を課すということになつていたわけでございます。法制審議会の答申がされた後の

いろいろな意見調整の過程の中では、例えば資本金一億円以上の会社についてこういうような計算書類提出を義務づけるというようなことになつたらどうかという御意見も実はなかつたわけではございません。しかし、一億円以上ということになりますと、株式会社の数、約二万八千社ということに急激に減つてしまふ。三千万円以上ということになりますと約二十万社、つまり三千万円以上と負債総額五億円以上という基準でまいると、約二十万社ぐらゐになるわけでございまして、ところが、一億円ですと二万八千社ですから、多くの会社、この中のほとんど圧倒的多数の会社は現在でも新聞あるいは官報に決算公告をしていふ会社であるといふことになつてくるわけでございまして、この際登記所公開という制度を導入するといふ意味はかなり薄れてしまふといふような問題もあつて、この一億円で導入するのとはちよつといかがかなといふこと、もちろん一億円導入には反対という団体もございまして、そう簡単に入は一億円導入が決定するといふ話ではございせん。いろいろな問題を検討しましたけれども、問題があるといふことでそういう案は見送つた、こういう結果になつてゐるわけでございまして。

○中村(憲)委員 時間がなくなりましてので終わりにしますけれども、やはり最低資本金制度だつて株式会社一千万、有限会社三百万、こういう線が妥協したわけですから、そういうような妥協をするといふか、そういう手段もあり得てよかつたのではないかなといふ、そんな感じがしてゐるところでございまして。

○小澤委員 御苦労さまでした。

○木島委員 私は、きようは戦後の商法改正の歴史の中で、今回の最低資本金の導入を柱とする商法改正がどういふ位置づけになるかについてお尋ねをしたいと思ふのです。

私の認識では、直接的には昭和五十七年に大小会社区分の立法について検討が始まつたと思ひますが、その源流は、昭和四十九年の戦後第一次の商法大改正があつたときに、参議院で附帯決議がつけられたことに発するのではないかと考えています。その附帯決議を見ますと、昭和四十九年二月二十一日、参議院で「現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、云々、ここに出発点があるんじゃないかと考えてゐるわけですが、

ろうと思ふのです。

続いて昭和五十六年に、会社法改正に関する問題として七項目についての問題点が指摘されたと聞いているのですが、項目だけ挙げてくださいます。

○清水(逓)政府委員 お答えいたします。

おっしゃる点は、四十九年のこの改正に際する附帯決議を受けまして、法務省民事局参事官室で七項目の問題点整理をいたしました。それを社会に公表したといふことでございまして。

その中身は、今ちよつと手元にございせんが、企業の社会的責任の問題とか、あるいは取締役会制度の問題、株主総会制度の形骸化防止の問題、それから最低資本金制度の問題、大小会社区分の問題、会社の合併等の問題、連結決算等の問題等々であつたといふふうに記憶いたしております。

○木島委員 時間がありませんからしりませんが、その七項目の問題点を受けて昭和五十六年に戦後第二次の商法大改正があつたと私は理解しております。その大改正は、七項目の問題点のうち四つだけを取り上げられた、そして三つが脱落してゐた。第一にあつた企業の社会的責任、そして第六といふところにあつた企業結合・合併・分割について、第七のところにあつた最低資本金制度及び大小会社の区分、この三つが残つたと私、認識しております。学者はおおむねそう答えてゐるわけなんです。そのうち第六の企業結合・合併・分割については、また第一の企業の社会的責任、これらはいずれも日本の大企業の社会的責任について規制しようという方向だつたはずであります。

ところが、その後、昭和五十六年法改正があつた翌年、昭和五十七年に大小会社区分立法についての検討が始まつたら、その第一と第六の大企業に対して社会的責任をきちんととらせるために規制を強化しようという方向が完全に脱落をしてゐて、そして第七の最低資本金制度及び大小会社の区分のうちそれだけ取り上げられ、しかも大

小会社の区分ではなくて小会社の排除といひますか。
 ○清水(道)政府委員 五十六年改正は、四十九年改正の際の附帯決議を受けて、株主提案権あるいは総会の議決権行使、取締役等について罰則を設ける等の株主総会制度の大改善が行われました。それから株式制度、これは御承知のように、このとき一株の株金額が五十円にございまして、これが五万円に改められた。こういう株式制度の改善ということ。あるいは単位株式制度の導入というように、主として大会社を中心とする株主総会、取締役、監査役あるいは株式制度といふものの改善を図つたわけでございまして。これは四十九年の国会における附帯決議の趣旨に沿つた改正でございまして、たまたまそのときにロッキードあるいはグラマン事件といふものが起こつたといふことはあるかもしれませんが、それが直接の背景になつてゐるものではないと私もは理解いたしております。

それから、合併・分割の問題は、これはまだ法審議会として具体的に検討に着手する状況には立ち至つておりませんが、これは引き続き検討することに予定されております。

それから、その企業の社会的責任の問題については、社会的責任といふのはそもそも何であるかといふような議論があるわけでございまして、会社法の規制を誠実、忠実に守ることが社会的責任を果たすのだという考え方、あるいは企業行動の問題として、これは会社法の枠外の問題であるといふような考え方、いろいろな問題があるわけでございまして、社会的責任といふようなことについてこれを完全に放棄したといふようなことは、私も考えてゐるわけではございません。

○木島委員 実、昭和五十六年に七項目のうち四項目だけが取り上げられて、戦後第二の商法大改正があつたのですが、なぜそこまで行き着いたかといふと、昭和五十一年にロッキード事件が発覚した。五十四年にグラマン事件が発覚した。いずれも日本の大企業の大変不明朗な経理のやり方、不正、不明朗な金の使い方、それが社会的指弾を浴びまして、そういう社会的背景、批判の声を受ける形で昭和五十六年に商法第二の改正があつたんじゃないかといふふうに思ひます。昭和五十六年の商法大改正、第二次大改正の社会的背景について、法務省はどう認識して

おりますか。
 ○清水(道)政府委員 五十六年改正は、四十九年改正の際の附帯決議を受けて、株主提案権あるいは総会の議決権行使、取締役等について罰則を設ける等の株主総会制度の大改善が行われました。それから株式制度、これは御承知のように、このとき一株の株金額が五十円にございまして、これが五万円に改められた。こういう株式制度の改善ということ。あるいは単位株式制度の導入というように、主として大会社を中心とする株主総会、取締役、監査役あるいは株式制度といふものの改善を図つたわけでございまして。これは四十九年の国会における附帯決議の趣旨に沿つた改正でございまして、たまたまそのときにロッキードあるいはグラマン事件といふものが起こつたといふことはあるかもしれませんが、それが直接の背景になつてゐるものではないと私もは理解いたしております。

ますか。

○清水(道)政府委員 五十六年改正は、四十九年改正の際の附帯決議を受けて、株主提案権あるいは総会の議決権行使、取締役等について罰則を設ける等の株主総会制度の大改善が行われました。それから株式制度、これは御承知のように、このとき一株の株金額が五十円にございまして、これが五万円に改められた。こういう株式制度の改善ということ。あるいは単位株式制度の導入というように、主として大会社を中心とする株主総会、取締役、監査役あるいは株式制度といふものの改善を図つたわけでございまして。これは四十九年の国会における附帯決議の趣旨に沿つた改正でございまして、たまたまそのときにロッキードあるいはグラマン事件といふものが起こつたといふことはあるかもしれませんが、それが直接の背景になつてゐるものではないと私もは理解いたしております。

○木島委員 そうじやないと私は認識しております。
 第一に指摘されてゐた大企業の社会的責任、第六に指摘された企業結合・合併・分割、これはいづれも大企業の不当なやり方を法的に規制しようという観念であらうと思つたわけで、昭和五十六年に辛うじて一部法改正が成つたわけですが、第一と第六が残つてしまつた。しかし、相変わらずその後ろグラマン事件が起きたり、大企業の土地投機や世界経済の攪乱その他、今大企業の横暴なやり方の原因となつておる会社の経理の不明朗さ、それこそが商法改正の眼目でなければならぬのではないかと。今回、そういう大企業の横暴を規制する商法改正を求める国民の声に全くこたえずに方向が曲がついて、中小零細企業だけを規制する最低資本制度の導入にまで行き着いてしまつたといふことを私は大変遺憾と考へておるところであります。時間がありませんからこのぐらいいいたします。

昭和六十年に中小企業庁の委嘱を受けて、財団法人産業研究所に会社法改正問題研究委員会が設置されて、そこで最低資本制度導入が中小企業にどのような深刻な影響を与えるかについて非常に立ち入つた、実態に基づく報告がなされております。その中小企業庁の委嘱を受けてつくられた委員会の名簿は、十三人ですが、大学の教授、弁護士、税理士、公認会計士が一人ずつ入つています。それだけじゃありません。中小企業金融公庫業務部長、日本商工会議所産業部長、全国商工会連合会総務部長、三菱電機株式会社法務部長、国金の業務第一部長、商工組合中央金庫総務部部長、全国中小企業団体中央企画調査部長と、日本の中小企業の問題を一番よく知つてゐる、権威ある委員会がつくられて、昭和六十一年に報告書が発表されてゐるわけなんです。そういう報告書があるといふのは法務省は御存じですか。

○大谷説明員 承知いたしております。
 ○木島委員 私、手元に今持つてきておるわけですが、最低資本制度が導入された結果どういふ影響を中小企業に与えるかについて非常に詳しく分析がなされております。観念的な法の解釈ではなくて、現実に中小企業にどういふ影響を与えるかが分析されております。そしてそれだけじゃなく、その当時は株式会社は二千万、有限会社は五百万といふ数字が出ていた時期でありましたが、いろいろ分析した上に、組織変更を強制してまで導入する意味があるかといふ問いに対して、この報告書は、「むしろ組織変更を余儀なくされる中小の株式会社や有限会社に対して、前述のような組織変更に伴う諸費用の支出を強い、加えて組織変更に伴う種々の信用上の不安をもたらす恐れが強い。」「このように最低資本制度の採用は、経済の発展や中小会社の活性化に深刻な状況をもたらし、むしろ失われるものの方が多いと考えられる。」と結論づけております。

また、これを解説した中央大学教授の木内先生の昭和六十一年七月十五日の商事法務千八十三号の論述によりますと、こう言つてゐます。最低資本制度として「株式会社について二、〇〇万円、有限会社について五〇〇万円が提案されてゐる。そのような額がもはや債権者保護にとつて積極的な役割を演じえないのは明らかである」「われわれの調査によれば、中小会社のその程度の資本規模と倒産の相関関係はほとんど認められない。二千万と五百万ですら債権者保護にとつて役割は演じ得ないのは明らかだと言つてゐるわけなんです。今回一千万と三百万ですから、この最低資本を導入したからといって債権者保護に全く役に立たないといふのは余りにも明白で、こういう構構ある委員会が研究された結果、結論づけてゐるわけでありまして。そして「大きな資本は有していないが、債権者には迷惑を少しもかけていないといふものに対して、小さいから株式会社や有限会社法の制度を利用してはいけないといふてよいのか、というのが報告書に示された基本的な疑問である。」「資本は小さいけれどもしっかり頑張つて迷惑をかけずにやつてゐる株式会社や有限会社はこういう制度を利用してはいかぬのか、そうじやないんじゃないかといふのが、こういうふうなメンバが入つて調査を踏まえた上の最終結論だと私はこの報告書を読んでゐるわけであります。そこで、法務大臣に聞くのですが、ここまで中小業者の権威ある団体の幹部や各界の有識者が集まつて危惧をされてゐる最低資本導入について、しかも債権者保護には全く意味がないとまで断じられてゐる今回の商法改正で最低資本制度を導入する意味があるのか、お答えいただきたい。

○長谷川国務大臣 委員いろいろ御意見を申されましたが、そうだからといつて今までのまま、このまま何も改正しないでおくといふことは、それこそまた中小企業にとつていろいろな意味で大変なことでございまして、私が何回も申し上げてゐるとおり今回の完全無欠のものではないが、しかし変えなければいけない。このままでは中小企業、零細企業の権威もなくなるし、また価値もなくなるというところで、このままではいけないことは言えないのです。だから、これで一応出して

ただいて、そしてまた時間をかけていろいろ直すべき点があれば十分に直します。また、十分に検討もいたします、研究もいたしますということですね。

何しろ、中小企業、零細企業は百五十万社もあって、人口にしたら恐らく何百万、何千万あるかわからない。そこにいるじいちゃん、ばあちゃん、あちやんまで入れたら、恐らく三千万くらいになると思います。だから、それらの人があれるには今のままの商法でいいということはいえるわけがないのでございまして、改善の策である。また、やっている間にいろいろ御研究いただいて改良していくということであれば、今回のものは私は意味がない、それこそ意味がない。そういうことで御了承いただきたいと思ひます。

○木島委員 いや、この報告書はそうは言っていないのです。最低資本金制度の導入は完璧ではないけれども一歩前進だなどと、そんなことは全然評価してないのです。むしろ失われるものの方が多いいということを言っているのです。マイナスだということ、中小企業庁からの委嘱を受けて研究を深めて、その結論としてこういう文章にまとまっているのですが、法務省はこういう報告書をどのように尊重したのか、最後に答弁願ひます。

○清水(連)政府委員 私どもは、各界の最高権威を集めた法制審議会が長期間にわたって審議された結論でございまして、これに最高の権威を認めておるということでございます。

○木島委員 終わります。

○小澤委員 御苦労さまでした。

中野寛成君。

○中野委員 今回は見送られていたわけですが、最初法制審議会の改正要綱にありましたもので、計算書類の登記所における公開制度というものがあつたわけでありまして、これが今回見送られたのですから、中小零細企業の皆さんは一応ほっとしているところがあるわけでありまして、会社の社会的責任を果たすという意味では、これもまた一つの大きな手段であることも否

めない事実であります。しかし、そういう中で導入をされますと、小規模な会社にとっては、経営状態がよければ商品の代金を値切られるという心配がある。親会社から下請会社がいじめられるとか、元請から下請が値切られる、そういうことを実際に心配しておられる方々がたくさんあるわけでありまして。

これらのまことに具体的な問題というのは、例えば今回最低資本金制度の導入に当たって増資をする場合の税制上の措置を大蔵省に要望する発言を私どもはたびたびしておるわけですが、同じように大蔵省、そしてまた通産省や、その中の中小企業庁等々、いろいろな段階における研究と配慮がどうしても必要になるであろう、こう思うわけでありまして。これらのことについて法務省としてどうお考えか、お聞きします。

○清水(連)政府委員 計算書類の登記所公開の問題につきましては、御指摘のように中小企業団体あるいは中小企業関係者からいろいろな御意見がございました。今回見送りになりましたけれども、この計算書類の公開制度は、法制審議会の答申においても、資本金三千万円以上、負債総額が五億円以上の会社について、つまり一般的にかなり広い取引範囲を有する株式会社についてするということになっておるわけで、答申自体でもその辺はかなり中小企業の実態というものに配慮しているというふうな私どもは考えているわけでございます。

しかしながら、これを実行していただくのはやはりこういう会社でございまして、こういう会社関係者の理解を得ませんとせっかく制度をつくってもうまくいかないということでございますので、今後理解を深めるための努力をいたしまして、いずれでできるだけの早い時期に制度化いたしましたというふうな考えでおります。

○中野委員 例えば下請代金支払遅延等防止法などというものをくりまして、下請業界をいかにして守るかという配慮をしてきているわけですね。それと同じような発想での対策というものがあ

も、あわせて将来これをやりますときに必要なのはなにかという感じも私も持つわけでありまして、それらのことについてはいかがでしようか。

○清水(連)政府委員 下請代金支払遅延等防止法みたいな制度をあわせて導入することはいかがかという御提案でございまして。私どもも勉強で、そちらの面について明るくはございせんけれども、この制度をスムーズに導入するについて何かいい考えでもあるということでありまして、何かい関係省庁ともよく御相談し、御意見を伺つて検討してまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 次に、その計算書類の内容の適正を担保する有力な手段として、外部監査が考えられているわけでありまして。昭和六十一年五月に法務省民事局参事官室名で出された「商法・有限会社法改正試案」これにおきましては、大規模会社に対する公認会計士の監査に加えて、中規模会社に対する調査という制度の導入が提起されておるわけでありまして。調査の担い手としては、公認会計士、税理士というふうな考えられていたわけでありまして。先般も参考人にお越しいただいて、いろいろ御意見を聴取したわけでありまして、けれども、外部監査の対象会社の範囲を拡大するた

めにはその担い手の増加が前提となると思うわけでありまして。そういったしますと、公認会計士や税理士の資格の調整という問題もあるかと思ひます。この外部監査の拡大と担い手の拡充について、法務当局はいかがお考えでしょうか。

○清水(連)政府委員 税理士、公認会計士とも、これは大蔵省のいわば監督と申していいの、大蔵省の管轄下にある専門職能集団でございまして。そういう方々に商法の監査をお願いする、公認会計士は現在会計監査人としてこの監査をお願いしているわけでございます。法務省が試案で提示いたしました中小会社について会計調査というように、相当数の専門調査人というものがやはり必要になってまいります。公認会計士は約一万人しかおりま

せんので、例えば調査対象会社を三千万、五億以上というふうなことにいたしますと二十万社がこの会計調査の対象になるわけでございます。公認会計士一万人ではとても足りない。税理士は五万人ということになりますと、税理士を活用するということが一つのアイデアとして出てくるわけでございますけれども、税理士さんは税務の専門家ではありますけれども監査の専門家ではないというふうな問題もあるわけでございます。したがって、こういうことが会計調査制度の導入の一つのネックになったわけでございますけれども、今後これをどうするか。会計調査制度をどういう形で導入するかというふうな議論の過程で大蔵省にもよく相談いたしまして、こういう制度をうまく活用することができかどうか、研究、検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

○中野委員 監査と調査は違うわけでありまして、まして税理士をその監査の担い手とするということになりまして、その職域は広がりました。今度は逆に責任といひますか、これはまた一方で重くのしかかってくるわけでありまして。これらにつきましては、よほど関係者の皆さんの検討、協力、理解というふうなものが必要であると思うのでありまして、それらのことについても御配慮をいたしまして、関係省庁との連携のもとに十分、今日に至るまでその関係者の皆様方は随分と御心配をされてきたわけでありまして。今回は見送られてほつとして、そういう状況の中で、引き続きいてこういう問題をやろう、次の段階は恐らくこれだろうと言われているわけでありまして、そういう中で法務当局が真剣な御努力をいただかなければならぬというふうな思ひをいたして、そのお気持ちにはお持ちでございます。

○清水(連)政府委員 法務省が試案で示したいわゆる会計調査人制度につきましては、いろいろな問題があるということを私も十分認識しているわけでございます。関係団体の御意見も十

分に伺いながら慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

○中野委員 例えは現物出資の場合の証明のことなんかもございましたが、弁護士を中心にして、そのフォローする機関としての不動産鑑定士もありましたね。そうすると、不動産鑑定士だけでなく、実際は司法書士の方が詳しいのだから御意見が一方でありますね。この商法改正を取り巻く関係者というのはこういうふうな随分広範多岐にわたると思うのです。あらゆる機構、制度等を動員すると同時に、万事がそがないうようにこの配慮がきめ細かくなされなければ、商法改正というのは逆に日本の経済を活性化させることを妨害したり、弊害が生まれてくるということが心配されるわけでありまして、そこには当然しつかりした理念のもとに十分な配慮がなされるということが大切であろうと思っております。そういうことを含めて御要望申し上げておきたいと思っております。

なお、政治経済の国際化、これに対応することが今まさに我々の大きな課題になっているわけでありまして、まして経済大国と称される我が日本国は世界じゅうからますます注目されております。その日本の経済を担い、支えてきた会社のあり方について諸外国から注目をされていることもまた事実だと思っております。そういう意味では、諸外国から開鎖的だと言われることのないような会社法制度を整備していくことは、いろいろ心配をされるところがあるわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように問題点があるわけでありまして、しかし時代の流れの中でこれは取り組まざるを得ないという時代を迎えていると思うのでございまして、これらのことにつきましても法務当局の認識をお伺いします。

〔委員長退席、達沢委員長代理着席〕

○清水道政府委員 大会社については、委員御承知のとおり商法とか証券取引法におきまして計算の開示というのが相当強く要請されております。しかしながら、こういう大会社についてすら

企業取引の国際化の進展ということに伴いまして現在なおその充実強化というものが要請されているというふうな私ども認識いたしております。それとともに、我が国の多数を占めるいわゆる中小の株式会社につきましても、このまま計算書類等を開示しないというふうなことでいつまでおられるのかという大きな問題があるわけございまして、そういうような国際化の情勢というものを踏まえまして私どもやはり真剣に対応していく必要があるのではないかと。今回の登記所における計算書類の公開という制度も、ヨーロッパ諸国の制度あるいはEC会社法の中で提案されている制度等を参考にしたいものでございますけれども、やはりできるだけ早い時期に円滑に、スムーズにこういう制度が導入されるように努力をしていく必要があるというふうに思っております。

○中野委員 最後に、法務大臣にお伺いいたします。ただいまいろいろ申し上げてまいりましたけれども、やはり国際化の流れの中で、しかも会社の社会的責任が大きくなり、その責任がしっかりと果たせるように、あわせて日本の経済構造の明朗化と活性化をいかに図っていくか。そして、その中で中小零細企業の皆さんが自由競争社会の中でそれにたえ得る十分な力をどうつけていくか。この商法の問題は、ある意味では日本の経済構造全般に絡む大変大きくて複雑な問題を抱えている、こう思うわけでありまして、単に大所高所に立つての判断だけではなくて、言うならばそのことによつて事務負担がふえたり、責任がふえたり、時には計算が公開されることによつていろいろな不安が高まる、弊害が生ずるというふうなことがあつても、それを最小限度に食い止める、もしくは、そのことが結果としてみずから守ることにもつたがるというふうな配慮と方策というのが大変必要であろうというふうに思うわけでありまして、私どもとしても、今回の商法改正というのが、ある意味ではそういう大きな意味での改正の、言うな

らば取っかかりという位置づけにあるのであるかと思ひます。しかし、私ども考えますと、何かこういう言い方は大変失礼で恐縮であります。毒にも薬にもならぬというふうな気持ちささえて持ちかれないような内容というふうにも思うのでありまして、そういう意味では、しっかりとした商法改正のあり方、そして会社のあり方、日本経済の現在の実態、それにふさわしい理念を立て、法務省がよほどのコンセンサスを得るためのリーダーシップを発揮しなければならぬであろう、こう思うわけでありまして、今回の改正を初めといたしまして、今後の商法改正、会社法の充実等に臨む大臣の御認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

〔達沢委員長代理退席、委員長着席〕

○長谷川国務大臣 いろいろ委員から御意見を承りました。今、日本の国の中で難しい問題がたくさんございまして、農業問題も難しいし、それにまさるものも劣らず難しい問題は中小零細企業だと思ひます。私の計算が間違っているかいないかわかりませんが、中小企業で飯を食っている人口が、家族まで入れたら恐らく二千万以上になるかもわからない、恐らく超えているかもわからない。それらの人がこれからいろいろなことでうまくいくか、あるいは下降へ入るか、あるいは下がっていくか、あるいはこの下についている対策をやらないければならぬのでありますが、そういう点の中野先生の御指摘は、全くそのとおりだと思ひます。これは非常に憂慮すべき事態にある。だから、今のこの御提案申し上げたことが、これがもう完璧なものだとは私ども思つてないのです。思つておりませんが、今のままで、このままで何もしなかつたら、中小企業はどこへどうなっていくか、どうなるか、行き先もわからないというふうな心配もある。そういう面でも改正の発端を、端緒をお願い申し上げたという点も御指摘のとおりだと思ひます。だから、これから税制面あるいはその運用面あるいは経営面あるいはその他、御指摘いただいた万般のものについて、真剣な対応を法務省あるいは関係省庁とも連絡をしながら進め

て、少なくとも国民の中の三分の一があるいは四分の一の皆さんが中小零細企業で生活をしているのでありますから、それがうまくいくような方法というものはどんな苦勞をしても考えなければいけない。

私も、先ほど申し上げましたが、自分でも今でも中小零細企業の経営者の一人であります。そういう中小零細企業の苦しみとかそういう点については十二分に承知をいたしておりますので、真剣にひとつ勉強させていただいて、対応したいというふうに考えております。

以上であります。

○中野委員 終わります。

○小澤委員長 御苦勞さまでした。これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○小澤委員長 これより両案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。古屋圭司君。

○古屋委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、本案に対し、賛成の討論をさせていただきますと思ひます。

商法の全面改正は、昭和四十九年改正の附帯決議を受けてその作業を開始したわけでございます。五十六年の改正を終えまして、五十七年以来、本改正に取り組みまして、法制審においては、学者を初め関係各方面の英知を集めまして、八年にわたる歳月をかけて審議をいたしまして、その結果、本年三月答申を行ったものであるわけでございます。

近時、経済社会の国際化が大変急速な勢いで進展する中にありまして、我が国の株式及び有限会社の大多数を占める中小会社に対する商法等の規制は、半ば形骸化をいたしておると言うことが指摘できると思ひます。

本案は、これらの状況にかんがみまして、中小

会社にも適合する法制度を整備し、また、会社債権者の保護のための措置を講ずるほか、会社の資金調達の方法を合理化しようとするものであります。

まず、改正の第一点は、中小会社にも適合する法制度の整備として、株式及び有限会社ともに一人会社の設立を認めることと、現行法の規制が非常に厳し過ぎるということもありまして、利用の少ない現物出資の制度を大幅に合理化する、そしてまた、検査役の調査を省略することなどでありま。

これらの改正によりまして、会社設立は簡素化され、現物出資の制度も実効性のあるものとなります。また、より経済社会の実情に沿い、その発展に寄与するものと期待をしているものであります。次に、債権者保護のため、最低資本金制度を導入したことであります。

この制度の導入は、小規模会社にとりましては、事実として少なからぬ負担を強いることとなるというところは否定できないと思ひます。しかしながら、有限責任会社である以上、最低資本金制度の導入というものは、こういった観点からは避けて通ることのできない、やむを得ない措置ではないか、このように考えます。

しかしながら、今回、本制度を導入するに当たりまして、既存会社に対して五年の猶予期間を設けること、また最低資本金を満たすための種々の配慮を行うことを規定しております。さらに、附帯決議をもって税制上の所要の措置を講じようとしていること、このようなことは、小規模会社の立場に立ちながら、一方では、債権者の保護を図り、国際的にも通用し得る制度を設けよう、こういうものであります。

さらに、会社資金調達の方法として、配当優先株式について機動的な発行ができるようにするか、増資を容易にするため端株券を発行しないことができることとし、また社債の発行限度枠の拡大を図るなど、経済社会の厳しい変化に対応し得る、いわば生きた商法に改めようとするものであります。

ります。

今日の経済社会に適正迅速に対応する商法とするには、今回の改正をもってしてもまだ不十分と言わなければならぬと思ひますが、いわば本案はその第一歩として評価し得るものである、このように考えております。

今後の社会経済情勢の変化をよく見きわめながら、より実情に即した改正が行われますことを期待して、私の賛成の討論とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○小澤委員長 小澤克介君。
○小澤(克)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、商法等の一部を改正する法律案並びに同法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、反対の立場からの討論を行うものであります。

今次商法改正案については、我が国に多数存在する小規模会社の実情に照らして、会社に対する各種の規制を緩和し、あるいは手続等を整備改善し、また会社の資金調達の方法を合理化するなど、評価すべき面も少なくないと思ひます。

しかし、その一方で、株式会社及び有限会社について最低資本金制度を導入することについては、重大な問題を含むものであります。

最低資本金制について、法案提出者である政府は、これが会社債権者の保護を図るものであると説明しております。しかし、実際に債権者の保護に資するかどうかについては十分な検討を要するものであります。資本金は会社の物的基礎の基準となる額ですから、これに一定程度以上の大きさを要求することは、有限責任制を原則とする会社制度において債権者の保護につながるの論理は一見もつとらしく聞こえます。しかし、注意すべきは、資本とは一定の計算上の数値であつて、その意味では形式的な存在にすぎず、現実に存在する会社資産とは別の概念であることです。

確かに商法は、会社設立や増資に際して資本が現実には充実されるよう図っておりますし、その後に

においても違法配当の禁止や自己株式取得の制限などにより資本が維持されるようにも配慮しております。しかし、会社の事業活動の結果損失が生じ、会社純資産額が資本金額を割り込む事態が生ずることは避けられず、これに対して法はもはやいかなともなしたくないのであります。

ところで、会社債権者の保護が現実の問題となるのは、会社の経営状態の悪化により欠損を生じ、ついには債務超過に至る局面においてであります。そして、右局面においては、その会社の形式的な資本金額が幾らであるかは全く意味を持たないものであります。

このように具体的に検討いたしますと、最低資本金制度が債権者の保護に資するという説明は全く説得力に欠けるものと言わなければなりません。事実、本法案の提出者からは、資本金の多寡による企業倒産率の比較など、統計的、実証的な資料に基づいた説明はついになされず、かえって参考人からは、資本金一千万以下の会社がそれ以上の会社よりも倒産率が高いという統計的事実も指摘されているのであります。本法案の提出に至る過程において、最低資本金とすべき金額が浮動した事実も、この制度導入の必要性についての明確な論理と根拠に欠けたことを示すものと言わなければなりません。

最低資本金制度導入の真の目的は、いわゆる零細会社の乱設防止にあると言わなければなりません。本法案審議の過程でも、提出者側は少なくとも副次的にはそのような目的があることを認めざるを得なかったものであります。

ところで、事業を行う者が会社制度を利用する目的には多面的なものがあつて、例えば、我が国における中小会社設立の典型であるいわゆる法人成り、すなわち既存の個人企業が会社形態へと移行する場合を例にとるならば、会社制度を利用することによつて、まず第一に企業会計と家計を分離し、企業会計を明確にすることができま。その結果、企業経営を合理化し、また、計画的な経営が可能になります。そのことからま

た、企業の信用が増し、金融機関からの融資も受けやすくなり、有力相手方との取引なども可能になってくるのであり、さらに経営者の社会的ステータスも向上することになります。第二に、会社とすることにより、営業主が死亡した場合にも営業主体の継続性を維持することができま。第三に、率直に言つて節税にもなります。

これらの利益は決して否定されるべきものではなく、零細企業者のみがこれら利益の享受から排除されなければならない理由はありません。なお、右のうち節税に関しては、給与生活者、いわゆるサラリーマン層との権衡も問題となりますが、この問題は、本来は給与所得課税については正していくことにより解決すべきものであると考えま。中小企業者にとつて有限責任制による利益は、実際には副次的なものにすぎま。なぜなら、これら企業の経営者は個人保証や担保提供により個人責任を負っているのが常態であるからであります。

このように、我が国中小企業の実態に即して検討するならば、いわゆる乱設防止論もまた説得力に欠けるのみならず、中小企業者への理解を欠く冷酷な論と言わなければなりません。

以上総じて、本法案における最低資本金制度は、その目的、効果が不明確であり、場合によつては有害ですらあります。他方、中小会社に負担を生ずることは確実であります。

一般に、新たな法規制を加える場合には、その規制を正当化するに足る具体的に明確な保護法益が存在することが必要であります。そうでなければ、意味もなく寝台の長さに合わせて人々の足を切ったり引き伸ばして殺してしまつたギリシャ神話の登場人物であるプロクリステスの誤りを犯すことになりかねません。

最低資本金制度を現実に導入するとするならば、これに達するまで増資を余儀なくされる既存会社への配慮が重大な問題となります。提案者の説明によつても、株式会社で八十三万社、有限会社で六十万社強に上る既存の会社がこの最低資本

金に達していないと言われているわけであり、増資それ自体、既に大きな負担であります。したがって、特に税制上の配慮は十分になされなければなりません。税制上直ちに問題となるのは、登記事項である資本金額の変更等に伴う登録免許税の減免措置であります。さらに重大なのは、内部留保の資本組み入れにおけるみなし配当課税の問題であります。後者については、今次改正案において株式配当の制度を廃止し、配当可能利益の資本組み入れと株式分割に明確に分離、整理するのでありますから、資本組み入れそれ自体に対してはみなし配当課税をすることの当否が一般論としても大きな問題となりますが、それはさておいても、最低資本金額に達するまでの増資についてはみなし配当課税をするべきでないことは言うまでもありません。そのほか、現物出資における資産譲渡税も問題となります。

このように、税制度との関連は極めて重大であるにもかかわらず、本法案審議の過程において、これらの点に関して提出者は明確な答弁を回避するの終始いたしました。すなわち、法務省の担当者は、大蔵省にお願しておりますと言うのみで、一方大蔵省は、政府税制調査会等において検討していただきます等と言うのみなのであります。言うまでもなく、本法案は内閣提出の法案であり、したがって、法改正に伴い直ちに派生する事項については内閣自体として意思統一をしておくことは当然であるにもかかわらず、このような答弁に終始することはまことに無責任と言わなければなりません。これでは、立法院に籍を置く私どもとしても、国民に対して責任を持って本法案の当否について判断することすら困難だと言わなければならないのであります。

以上の理由により、本法案については冒頭に述べた評価すべき部分を考慮してもなお、残念ながら請求棄却の判決を書かざるを得ない、すなわち反対をせざるを得ないのであります。さて、私たちも会社債権者の保護のための制度整備が必要であることは十分に認識しております。

す。ところで、会社債権者の保護の最も直接的で具体的な手段は、会社の計算の外部監査もしくは調査などその適正を担保する制度とその内容の公開制度であります。これらにより、その会社の現時点における経理内容、資産状態等を会社と取引関係に立つ者が正確かつ容易に知り得ることこそが債権者の保護に資することは、さきに述べたことから既に明らかであります。最低資本金制度が多少でも意味があるとすれば、それは債権者が会社の資産状況等について正確に知り得ることを前提に純資産額と資本金額とを対比、検討し得る場合であります。

したがって、会社債権者を真に保護しようとするならば、外部監査、調査制度と計算公開制度こそを導入しなければならぬ道理となります。これらを欠いたまま最低資本金制度のみを導入することの不合理さは既に指摘したところでありますから、もはや繰り返しません。

ところで、これらの制度も、その一方で中小会社に各種の負担や不安をもたらすことも否めない事実であります。そこで、これら中小会社の立場との調和を図る一手法として次のような方法は検討に値すると思われまします。すなわち、これらの制度を中小会社に直接強制するのではなく、これら制度の要請する事項を履践しない会社については、有限責任の原則を制約して取締役等特定の責任を求めていく方法であります。このような方法は、実は判例法として積み上げられている法人格否認の法理とも相通するものがあります。ただし、法人格否認の法理は、法的人格の存在自体を否認するものではなく、会社の責任主体としての独立性を否認するにすぎないからであります。前述の方法は、どのような場合に責任主体としての独立性が否認されるかを法文上で明確にしておく手法とも言えましよう。もちろん、このような手法は、有限責任原則の根幹にもかかわる事柄だけに、十分な検討の必要があると思われまします。我が党は、今般商法改正案に対して対案を提出することができなかったことについての率直な反省を含めて、会社債権者の保護と中小会社の利益の調和点を求めて今後とも主体的な努力を重ねていくことを表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○小澤委員長 平田米男君。私、公明党・国民会議を代表して、賛成の討論を行います。

○平田(米)委員 私は、公明党・国民会議を代表して、賛成の討論を行います。簡単に、簡潔に申し上げたいと思いますが、今回の商法等の改正は、十全なものと評価することは到底できないといたしましたが、現実に対応した法の整備、会社債権者保護、会社の資金調達方法の合理化などの点で、現行法に比べ一歩前進であると認められるわけでございます。

主要な点を挙げますと、第一に、発起設立における払い込み等についての検査役の調査を不要としたし、また、少額な現物出資及び財産引き受けに関する検査役の調査も不要としたことは、制度として規定されながら発起設立や現物出資等が行われてこなかった原因を解消するもので、法を現実に即した生きたものにする点で評価できるものでございまして、発起人の人数制限の廃止も、法と現実を一致させる点で評価できるものと考えられるわけであります。また、不動産の現物出資について、検査役の調査にかえて弁護士等の証明制度を設けたことは、弁護士費用の会社負担に関する制度の不備があるといえ、現物出資制度の利用と弁護士の社会的機能の拡大の点でなお評価できると考えます。

第二に、優先株式発行枠の拡大や社債の発行限度制限の一本化などは、会社の資金調達方法の合理化の観点からさらに評価できるものであります。

第三に、株式会社一千万円、有限会社三百万円の最低資本金制度につきましては、この制度の導入によって直ちに会社債権者の保護に寄与するものとは言えないといたしましたが、なお一歩前進と評価することができると考えておりますし、また、中小企業者の要望の線にも見合ったものでありと判断する次第であります。

以上の理由をもちまして、法案に賛成をするものであります。(拍手)

○小澤委員長 木島日出夫君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、商法等の一部を改正する法律案並びに商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、株式会社に対する一千万円の最低資本金制度の導入、有限会社に対する最低資本金の三百万円への引き上げであります。

日本経済の発展を下から支えてきたのが中小企業です。現存する百二十万の株式会社のうち、資本金一千万円未満の会社が六割以上の八十三万社であり、しかも、そのうちの六割以上が五百万円未満の会社であります。結局これらの会社は、新たに五百万円以上の資金を用意しなければならず、重い負担を強いられることとなります。

日本では、事業家の法人成りが非常に旺盛です。国税庁の調査によると、最近十年間に約五十万社も法人が増加していますが、そのうち六四％、約三十三万社が、資本金一千万円以下の中小法人です。それは、税制、取引、融資、雇用などの面で、個人では法人に比べて極めて不利な扱いを受けるという現実があるからです。私が質疑の中で明らかにしたように、法務省がお手本としている西ドイツやフランスと比較してみても、日本の税制がいかに法人と比べ個人が不利に扱われているか一目瞭然であります。

法務省が、理由として挙げている債権者保護という点でも、最低資本金を一千万円にしたからといって、会社倒産時に一千万円が会社に保管されているわけではないのですから、全く根拠はありません。むしろ、中小零細企業の経営者は、銀行や大手取引先によって一族の資産はほとんど全部担保にとられていたのが実態であり、有限責任の利益を盾にとり、労働債権や下請工賃債権や経済的対等な力関係にある債権者を踏み倒して、みずからの利益のみを図る不心得者などは、例外

的存在であり、そうした者に対する無限責任の追及は、最低資本金制度をつくらなくとも可能であり、むしろ、つくったからといって、責任追及が可能になるわけは全くありません。最低資本金制度の導入は、法的、経済的、社会的に無意味であり、まじめな中小零細企業家にとって有害無益であります。

反対の第二の理由は、今回の改正が中小企業者に大変な負担を強いる一方、大企業に対しては、配当優先株式の発行手続の合理化、無議決権株式の発行限度の緩和、端株券の不発行の容認、社債発行限度の緩和など、商法の基本原則をねじ曲げて、大企業に至れり尽くせりの便宜を図っていることでもあります。

このような不公平、不公正は、認めるわけにはいきません。

反対の第三の理由は、今回の会社法の改正の方向が、国民の求めているものとは全く違っているということでもあります。

戦後我が国では、一九七四年と八一年の二回にわたって商法の大改正が行われましたが、これらはいずれも、山陽特殊鋼の倒産やロッキード事件に見られるように、大企業の不正経理や不明朗な経理を正すことを目的とする大企業に対する監査の強化という方向でした。しかし、八一年改正は、大企業の社会的責任を追及する国民の願いに反して、極めて不徹底なものに終わり、我が党は反対の態度を表明したところであります。

こうした経過の中で法務省は、八二年から大小会社の区分立法について検討を始めたわけですが、疑獄事件、土地投機、世界経済の攪乱、環境破壊など大企業の社会的不法行為を一掃するため、大企業に対する監査、公開の強化という方向が、いつの間にか中小企業の規制を目的とするものになりかえられてしまったのです。

今やらなければならないことは、中小企業いじめではなく、リクルート事件に見られるように、相も変わらない大企業の不透明な金の動きを規制するために、大企業の会計監査の強化とその一層

の公開であります。

最後に、附帯決議案についてであります。増資に関する税の優遇は、中小企業を救済するためであり、大いに賛成であります。それ以外はすべて中小企業を苦しめるものばかりであり、反対であります。

日本共産党は、国民の求める商法改正に背を向け、大企業にのみ便宜を図り、日本経済の底辺を支えている中小企業に重い負担を負わせる本改正案は断じて認められないことを表明して、私の反対討論を終わります。

○小澤委員長 中野寛成君。

○中野委員 私は、民社党を代表して、商法外一案案につきまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

現在、日本の国際社会における地位は大変高いものがあります。同時に、日本の経済構造、その一角を占める会社の構成要件等につきましては大変注目を集めているところであります。国際化の中にあつて、日本の会社制度の明朗化及び充実、時代の要請と言わざるを得ません。あわせて、会社の持つ社会的信用を高めると同時に、第三者の保護等は今日の時代的要請であると言わなければならないであろうと思ひます。

しかし、その中で中小零細企業の皆さんへの配慮は当然欠かすことは許されません。最低資本金制度の導入による増資または組織変更等に基づきます税制上の配慮等を加えまして、この制度が今後の日本経済の活性化そして明朗化に役に立つその端緒となりますことを私どもは願つてやまない次第であります。

そういう意味を含めまして、なおこの後提言されます附帯決議の内容等を一つの条件といたしまして、この二法案に我が党は賛成するものであります。以上で終わります。

○小澤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○小澤委員長 これより採決に入ります。

まず、商法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小澤委員長 次に、ただいま可決いたしました商法等の一部を改正する法律案に対し、逢沢一郎君外三名から、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議及び民社党の四派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。逢沢一郎君。

○逢沢委員 ただいま議題となりました附帯決議案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本案の趣旨につきましては、既に当委員会の質疑の過程で明らかにしておりますので、この際、案文の朗読をもつてその説明にかえさせていただきます。

案文を朗読いたします。

商法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

株式会社及び有限会社の大多数を占める小規模かつ閉鎖的な会社に対する商法等の規制が形骸化している現状等にかんがみ、政府は、実効性のある制度の確立を図るとともに、国際的にも調和のとれた制度とするため、これら小規

模かつ閉鎖的な会社の実情に充分な配慮をしつつ、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 商法等の改正に伴う最低資本金制度の導入に際しては、会社が最低資本金を満たすために増資をする場合等について、所要の税制上の措置を講ずること。

二 会社の社会的信用を高めるとともに債権者の保護を図るため、計算書類の登記所における公開の制度について、速やかに立法上の措置を講ずること。

三 会計専門家による中小会社の計算の適正担保の制度について更に検討を進め、関係各界の理解を求めた上、速やかに立法上の措置を講ずること。

四 前二項の制度の導入に当たっては、対象会社の範囲について検討するほか、これら制度が要請する事項を満たさない会社については、有限責任の原則を制限することの是非についても検討すること。

五 会社の計算書類の信頼性を担保するため、取締役の責任の強化について検討すること。

六 有限会社の取締役及び監査役の任期制の導入その他有限会社法制の全体的見直しを図ること。

七 社債に関する法制度を抜本的に見直し、速やかに所要の改正措置を講ずること。

以上であります。

何とぞ本附帯決議案に御賛同くださるようお願い申し上げます。

○小澤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○長谷川国務大臣 たいま可決されました附帯決議案につきましては、その趣旨を尊重して善処いたしてまいりたいと思ひます。
どうもありがとうございました。

○小澤委員長 お諮りいたします。

たいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小澤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十八分散会

法務委員会議録第六号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	三	三	御指摘	御指導
六	四	二	間時	時間
三	一	七	抵抗	抵抗
四	二	三	直ちに	直ちに
同 第七号中正誤				
ページ	段	行	誤	正
六	二	三	ならないとに	ならないことに
二	四	末	乗つかつて	載つかつて
六	四	七	するどさ	すすどさ
元	四	末	基いて	基ついて